

わが国企業開示制度、T O B制度等の新しい姿

池 田 唯 一

高橋理事長 大変お待たせいたしました。「資本市場を考える会」、今月の例会を始めたいと思います。

年末の大変お忙しい中、御参加いただきましてありがとうございます。

今日は、御案内いたしましたように、金融庁総務企画局企業開示課の池田課長においでいただきまして、「わが国企業開示制度、T O B制度等の新しい姿」ということで、お話をさせていただくこととしております。

金融商品取引法、御承知のように六月に成立、公布されたわけでございますけれども、既に罰則の部分は適用になっておりますし、近くT O B制度でありますとか大量保有報告制度等が施行される。本体は来年の夏といわれておりますけれども、内部統制報告のどこ

ろは平成二〇年四月から開始される事業年度というふうに、段階的に施行されることとなっているわけであります。

この法律は、政令、府令に委任されている部分が多いものですから、政令等が固まった段階で具体的なお話を聞きたいということで、池田課長にお願いいたしました。近く政令が施行されますT O B制度でありますとか大量保有制度について、また内部統制報告につきましては、既に実務指針の公開草案が一月に発表されておりますので、そういう点を踏まえてお話を伺いたいと思います。

そのほか、池田課長の御所管では、会計基準の国際的なコンバージェンスの話でありますとか、あるいは現在監査制度、公認会計士制度が金融審議会で審議さ

れておりまして、この審議の状況等についてもあわせてお話を伺うこととしております。

実は、池田課長には昨年の一一月にもおいでいただきまして、こういった問題につきまして、昨年の段階での検討の状況についてお話を伺ったわけでございます。今、それぞれの問題はそういうステージにきておりますので、今の段階でまたそのお話を伺うことは大変ありがたいことだと思っております。

池田課長の御略歴でございますが、お手元にお配りしてあるとおりでございます。一九八二年に大蔵省に入省されました後、ロンドン大学で経済学修士をお取りになり、またIMFでの勤務がございます。ごらんいただけますように、銀行、証券、保険、各分野にわたって金融の面で御活躍でございますし、現在は企業開示課長でありますけれども、証券局の企業財務課課長補佐も経験しておられまして、開示制度という面ではその道の第一人者といわれている方でございます。

それでは、池田課長、どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに

ただいま御紹介いただきました池田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、今御紹介いただきましたテーマにつきまして、御説明させていただきますと思います。

お手元に幾つか資料をお配りしていますけれども、主にその中の一二月一日付で「説明資料」とありますこちらの資料に沿いまして御説明してまいりたいと思います。

私は企業開示課長ということで、ディスクロージャーの担当をしています。今日御指示いただきましたことは、企業などのディスクロージャーの問題と、TOB、大量保有報告の問題ということで、前者の企業内容等の開示と、後者のM&Aに

関する開示という、多少種類の異なる二つの話をカバーしていく必要があります。まずはじめに、企業内容等の開示の問題を扱い、そのあとでM & Aに関する開示の問題を扱っていきたいと思います。

一 企業内容等に係る情報開示の充実

表紙をおめくりいただきたいと思います。一ページ目でございます。まず、二つの開示のうちの企業内容等に係ります情報開示の充実でございます。

基本的な考え方、キーワードをここに整理させていただきます。我々は近年、企業内容等の開示制度の充実を図ってきているわけですから、その際の視点として、大きく四つの視点を掲

げてございます。

(1) 四つの視点

一つは連結情報の重視。これは、単体との比較において連結の情報がより重視されてきています。これは、さかのぼりますと平成一〇年の金融システム改革法の中で、大変大きな法律の中の一部の改正でありますけれども、有価証券報告書等の開示内容を定めた規定について、従来は「会社及び企業集団の経理の状況等を開示する」と書いてありましたのを、「会社」と「企業集団」をひっくり返しまして、「企業集団及び会社の経理の状況等を開示する」という順番にしました。単体よりも投資情報としてより用いられているであろう連結を重視していく姿勢を明らかにしたわけですが、その後の開示制度の整備はまさに連結重視の中で進んできているといえると思

います。

それから、二番目に時価情報の充実ということ
で、これは御案内のとおり金融商品に関する時価
会計、退職年金の会計あるいは減損会計等々、時
価情報の充実という流れで整理できると思いま
す。

三番目に、特に最近重視されてきていますの
が、経営方針、ガバナンスに関する情報というこ
とで、これはさかのぼりますと会社が対処すべき
課題の情報ですとかリスク情報、あるいは財政状
態、経営成績の分析あるいは配当政策、最近でい
いますとコーポレートガバナンスの状況の開示と
いうものを整備してきているということでごさ
います。

四番目に、今までお話ししてきたような情報と
いうのは、主として伝統的な株、社債などを対象
とした企業金融型証券についての開示でありま

す。昨今、これら伝統的な企業金融型証券に対し
て資産金融型証券というものが証券取引規制の対
象としては広がってきている流れがあり、金融商
品取引法のもつで、その方向はさらに強まってい
くものと考えられます。この資産金融型証券に関
する情報というのは、企業金融型証券とは違っ
て、裏づけになっている資産の内容とか運用サー
ビスの内容とか、そうしたものにより力点を置い
た開示をしていかなければならない。

一方、開示の手続についていいますと、伝統的
な社債、株式についてとっている手続をそのまま
適用していくことは、かえってしゃくし定規なこ
とになりかねないということで、より柔軟な手続
がいろいろな局面で求められます。そういう開示
内容、手続面で特別の考慮が必要になってくると
いえると思います。

こうした四つの視点に力点を置いて、最近、情

報開示の充実を図ってきている。今日、後ほどお話しします事項も、いずれもこうしたものに絡んでいるといえると思いますが、そうしたことをやっていく中で、留意していかなければならないこととして、私どもが考えておりますことを、同様にここに四点並べてございます。

(2) 四つの留意点

一つは、単に情報を出せばいいというだけではなくて、その情報は信頼できるものでなければならぬということがあると思います。それから二番目に、当然その情報は適時に、タイムリーに出される必要がある。三番目に、ディスクロージャーというのはいろいろな情報を出すように要請があるわけですが、ある意味で最大の規制でもあります。開示制度を運用していく上では柔軟性も必要になってくる。それから四番目

に、我が国証券市場が国際的な市場として成長していくためには、国際性という観点も避けて通れないものだと考えます。

このあたりも、いずれも後ほど説明するものに絡んでくると思いますので、それぞれのところで適宜コメントしていきたいと思います。

(3) 制度の担い手

次に、「担い手」と書いてございます。会計・ディスクロージャーの世界では、過去一〇年を振り返りますと、いわゆる会計ビッグバンということとで、かなり急速な制度変革、ルール整備が行われてまいりました。現時点では、そういうルールが整備される中で、これをいかに実際のディスクロージャーに定着させていくかということが大きな課題の一つになっているのではないかと考えます。

問題が、そういう急速なルール整備から、むしろそれをいかに定着させていくかということになっていく中で、こうしたことを実現していくためには、単に行政当局の方で何かルールをつくればうまくいくものではなくて、市場関係者、ここに掲げてあるような方々それぞれがディスクロージャーの重要性を認識いただいて、そういうものを認識した行動を行うことによって、初めて市場メカニズムの中でそうしたものが定着し、真に信頼できるディスクロージャー制度につながっていくのではないかと考えているところであります。

(4) 今後のタイム・スケジュール

資料二ページを見ていただきたいと思います。こうした基本的な考え方に沿って、今後も開示制度の整備充実に努めていきたいと考えるわけですが、今後のいろいろな進展の時間軸がどうなっ

ているかということをお話ししたいと考えまして、この図を用意してまいりました。

これを見ていただくとわかるかと思いますが、一番右側のサイド、これは二〇〇八年から二〇〇九年の年初にかけてのタイムスケジュールです。非常に多くの制度が二〇〇八年をめどに導入されるべく準備が進められているということでございます。

一番右の方を上から見ただきますと、四半期報告制度を金融商品取引法上の制度として導入する予定にしておりますし、内部統制報告制度も同様に二〇〇八年四月以降の会計年度から導入される。それから、ITの世界でもEDINET、今の開示システムにおいてXBRLという新しいコンピュータ言語を導入していこうと考えております。

真ん中の欄に書いてありますが、公認会計士法

の改正も今後検討していく予定でありまして、こうしたものも二〇〇八年からの実施をにらんで作業を進めています。

後ほど、多少詳しく御説明したいと思います
が、下に書いてあります会計基準の国際的なコン
バージェンスも、二〇〇八年が当面の重要なゴー
ルとされている問題でございます。

ということ、くしくも多くの会計・開示上の
懸案が二〇〇八年をゴールにしているということ
で、二〇〇六年も年の瀬になっていますが、来
年、二〇〇七年は、この二〇〇八年に向けて非常
に重要な作業が求められる一年になってくると私
どもは考えているところでございます。

(5) 金融商品取引法における位置づけ

三ページに、先ほど来出ております金融商品取
引法の全体像を整理させていただいています。こ

こはもう皆さんよく御案内の絵かと思えますけれ
ども、真ん中ほどにいわゆる投資サービス規制の
整備ということで、規制の横断化、柔軟化と書い
てございます。このほかに取引所制度、罰則・課
徴金制度とあわせて、右側の方にありますように
開示制度についても各般の制度整備を盛り込んで
おります。四半期開示の法定化とか、財務報告に
係る内部統制の強化、TOB、大量保有報告制度
の見直しがメニューに入っています。

(6) 金融商品取引法の施行日

四ページに、こうしたものを踏まえた施行日の
関係が整理されております。先ほど御説明もあり
ましたように、罰則の引き上げについては公布の
日から二〇日を経過した日に既に施行されてお
ります。

現在、ちょうど第二弾の部分になっていまし

て、公開買付規制、大量保有報告制度の見直しについては、法律で公布の日から起算して六カ月で政令で定める日ということで、六月一四日に公布が行われていますので、六カ月以内といえますと一月一三日が期限になります。今、政令・内閣府令のパブリックコメントをさせていただいて、政令については既に確定の政令を公布させていただいておりました、一月一三日から施行することになっております。内閣府令についてもそのタイミングで施行すべく準備を進めているところでございます。

若干細かくなりますけれども、そういったことで、TOB、大量保有報告については一月一三日に施行ですが、ここにありますが、とりわけ特例報告に関する見直しについては、来年一月一日からの施行。大量保有報告の電子提出の義務化については来年四月一日からの施行ということで、若

干の経過的な時間を確保しているということでございます。

それから、繰り返しになりますけれども、四半期報告や内部統制報告については平成二〇年四月一日以降に開始する事業年度から適用することとされています。

二、四半期開示制度

五ページ以降は若干の各論でございます。

一番目が四半期開示制度の問題でございます。

これは、最初の幾つかのキーワードでいいますと、まさに適時性という問題に連なってくる問題だと思えます。既に取引所の方で四半期開示制度が運用されておりまして、私どもの知るところでは、一八年四―六月期で既に東証の上場会社でいますと九六％が四半期開示をされているという

ことでございます。

こうした状況を踏まえて、四半期開示を金融商品取引法上の制度として法定化する。そのときにあわせて、現在、半期報告制度があるわけですが、これも、この半期報告制度と四半期報告制度をどうするのか。今は半期報告と有価証券報告書と法定開示は二つあって、第一・四半期と第三・四半期は取引所の方で四半期開示をされているわけですが、これも、こういう接ぎ木のような制度にするのかどうするのかという議論がございました。最終的には、この半期報告制度を四半期報告に統合してしまうということで、上場会社については年三回の四半期報告と有価証券報告書を出していたく形に統合することを決めています。

下の枠に書いてございますが、この四半期開示制度は基本的に上場会社に対して義務づける。もちろん、上場会社以外の開示会社も任意で四半期

の制度で開示していくことは容認されておりますけれども、義務づけるのは上場会社とされております。

それから、四半期終了後、開示時期は遅くとも四五日以内に出していただく。例えば現在の半期報告書制度は九〇日以内ですが、これは短縮されます。

開示内容については、先ほど冒頭に申し上げました連結重視の端的なあらわれであります。四半期報告で提供されます財務情報は、③に「四半期連結財務諸表」と書いてありますように、単体情報は基本的になしで、これは今取引所でやっている四半期開示もそういうものだと思っていますけれども、連結情報が開示される制度となっています。

④にありますように、四半期の財務情報は監査人によってチェックをいただくわけですから

も、この監査人によるチェックについては、四半期レビューという制度を導入していくということ、これは既に新興市場などではこういう枠組みで運用されていると思いますけれども、証券取引法上の制度としてレビューというものを入れているのは、我が国では初めてになります。

これは、四半期終了後、開示までに、従来九〇日あるものが四五日になるということで、当然ながら監査についても従来の監査、中間監査に比べると簡便な手続を導入していかなければならない。そうしたことを反映して、四半期レビューのもとでは監査人の意見の書き方も、今までの監査ですと「この財務情報は適正である」という積極的な文言で証明しますが、レビューの場合は「こうした情報が適正でないとは認められなかった」という、要するに消極的な文言形式での証明になります。

従来の監査に比べると手続は簡便であり、証明文言もそうした消極的な文言でありますので、それ自体の監査としての保証水準は低いといわざるを得ません。ポイントは、四半期レビューをやる監査人はあわせて年度の監査人でもあるわけですから、要するに四半期レビューの手続だけを見れば簡便なのですから、それを年度の監査とうまく組み合わせることで、その組み合わせがうまく行われれば、従来は年二回、監査人がチェックしていたものを、今後は年四回チェックできることになって、不正等を発見していく機会も増大していく効果が期待できるのではないかと考えております。

こうした四半期レビューの基準については、現在内部統制についての実施基準案と同じタイミングで公開草案を公表して、意見を募集しているところでございます。何かございましたら御意見を

ちようだいしたいと考えております。

この点についてあと一点だけ補足しますと、以上が一般事業会社の場合ですが、銀行・保険会社の場合は、とりわけ第二・四半期については自己資本比率規制のベースになる数字でもあることから、連結財務諸表のみならず、この自己資本比率規制でも対象になります単体の財務諸表もあわせて開示をいただく。監査についても従来の中間監査と同じような監査をいただくこととなっております。このバランスで、法律上も提出期限については四五日ではなくて、六〇日以内の政令で定める期間内に開示していただくこととなっているところでございます。

三、財務報告に係る内部統制の強化

六ページに、財務報告に係る内部統制の強化の

論点が書いてございます。この論点は、最初のキーワードでいいますと二つに絡むかと思えます。一つは、まさにガバナンス情報。もう一つは情報の信頼性に絡んでくるのだと思います。

(1) これまでの経緯

昨今、ディスクロージャーをめぐる不適正な事例が多々判明しているわけです。こうした中で、こういう問題というのは、そもそも財務報告に係る企業の内部統制が有効に機能していなかったのではないかという指摘があり、内部統制の強化の必要性が指摘されました。

御案内のとおり、アメリカではサーベインズ＝オクスリー法で、エンロン事件を受けて財務報告に係る内部統制について、経営者みずからがその有効性を評価して、その内容について公認会計士がチェックするという枠組みが導入されていると

ころであります。

我が国でも、一六年三月期からそうした制度は任意で導入され、三百数十社から確認書の提出をいただいていますけれども、必ずしも義務的な制度ではなかったという中で、この六月に成立しました金融商品取引法では、上場会社を対象に内部統制報告制度を導入するとされました。

内部統制報告制度を行っていくに当たって、こうした経営者による評価あるいは監査人による監査をどういった基準に基づいてやるのかということが問題になります。この点については、昨年一二月に企業会計審議会の内部統制部会の報告が出ておりますが、ここに示された基準案だけでは実務的な対応がなかなか難しいという御指摘をいただいていたところでございまして、より詳細な実務上の指針、企業会計審議会では「実施基準」と呼んでいます、これを引き続き企業会計審議会

で検討していくとされていたところであります。

一月二一日に公開草案という形で実施基準案を公表して、一二月二〇日までを期限に意見募集をしている状況でございます。

七ページにありますように、制度の枠組みは御存じの方も多いと思います。経営者によって内部統制の構築をしていただいて、その内部統制のうち、特に財務報告に係る内部統制については経営者みずからに評価していただいて、その結果を内部統制報告書という形で開示をいただく。それについて監査人がその内容の妥当性をチェックして、内部統制監査報告書という形で意見表明をしていただくという枠組みでございます。

この制度については、先ほどいきましたようにアメリカで先行して導入されているわけです。アメリカで制度を導入した際に過度に保守的な対応

が行われて、企業に大変コストをかけているという指摘があります。

(2) 評価・監査のコスト負担が過大とならないための方策

八ページに、そうしたアメリカの状況を検証し、昨年一二月に企業会計審議会で基準案を出しましたときには、ここに代表的なものを六つ掲げていますけれども、こうした措置を講じることでもコスト負担が過大とならないための方策を提言しておりまして、法律の審議の段階でもこうした方針を説明してきたところでございます。

今回の実施基準案では、これをさらに具体化しているところでございます。そのあたりを中心に若干御紹介します。

1 のところにありますように、内部統制の整備というのは全社的な内部統制の整備。これは例え

ば、取締役会、監査役会などのガバナンスの機構を整備する、あるいは経営者が適正なディスクロージャーに向けた方針をつくり、それを社内浸透させる、そうした全社的な内部統制と、各業務プロセスにおいてきちんと経理処理をしていくための手続としての内部統制、業務プロセスに係る内部統制、この二段構えになっているわけですが、このうち業務プロセスに係る内部統制の整備構築に大変コストがかかるといわれているところであります。

そういう中で、昨年一二月の基準案では、トップダウン型のリスク・アプローチということで、全社的な内部統制の評価を踏まえて、重大な虚偽の表示につながるリスクに着眼して、そういうリスクに対応する必要な範囲で業務プロセスに係る内部統制を評価していけばいいのであると示しておりました。今回の実施基準案では、この業務プ

ロセスのいわゆる絞り込みについての具体的な指針を提示しています。それは後ほど御説明させていただきます。

2に、内部統制の不備があつた場合に、これを重要な欠陥と不備の二つに区分しまして、どちらの不備も是正していただく必要があるわけですが、最終的に重要な欠陥が修正されずに期末に残つた場合には、不適正であるという意見表明につながっていくというところでございます。何が重要な欠陥かという判断基準が重要になってまいります。この点についても、実施基準案で具体的な判断基準を提示しています。

4のところで、内部統制監査と財務諸表監査の一体的な実施と書いてございます。昨年一二月の基準案では、内部統制監査は原則として財務諸表監査と同一の監査人が実施すると記述しております。

アメリカの制度は両者を同一の監査事務所がやるということまではルール化されているのですけれども、監査事務所の中のさらに同一人がやることまではルール化されていないために、一つの監査事務所から別のチームが来て、内部統制について、財務諸表監査のチームがやっているのと同じようなことをやって、二重にコストがかかっているという指摘がアメリカではあつたところであります。

したがって、我が国では単に同一の監査事務所というだけではなくて、同一の監査人が実施するところまで示しているところであります。実施基準案では、この我が国の特徴を最大限に活用して、両方の監査計画を一定に策定して、監査証拠は双方で利用することができることを随所に記述させていただいているところであります。

(3) 実施基準案のポイント

九ページに、今申し上げたようなことを、とりわけアメリカとの比較で整理しております。今申し上げましたように、これは内部統制の構築、評価、監査と三段階のプロセスになるわけですが、我が国の今回の実施基準案では、財務報告に係る内部統制の構築、評価、監査の三つについて、それぞれに具体的な基準、考え方を示しております。

アメリカでは既に先行して制度は導入されているわけですが、実はアメリカで基準が示されているのは、第三段階の監査基準について、PCAOB という行政機関が基準を示していますけれども、財務報告に係る内部統制の構築あるいは評価の部分についてはまだ基準は整備されておりませんで、現在、この評価の部分についてSEC が作業を進めているという状況にあります。

実際に何が行われているかといえば、経営者は監査の基準で書いてあることから裏読みして、こういう評価をすればいいのかなということで、監査基準からの類推で工夫して評価をやっているという状況にあると思います。

我が国では、今回、全体について統合的に基準を整備したということであり、「評価・報告に係る基準を整備」の二番目の「・」にありますように、その中で評価範囲の絞り込みについてはかなり具体的な記述をしています。

これは、イにありますように、その企業の売上高のおおむね三分の二程度がカバーできるまで、これは大きい事業拠点から並べて積み上げていて、全体の三分の二がカバーできるぐらいまでの事業拠点を、まず重要な事業拠点としてとらえる。かつ、その事業拠点の勘定科目のうち、一般的な事業会社であれば、とりわけ不正につながり

やすいと考えられる売上、売掛金、棚卸資産、この三つの勘定科目について基本的に評価の対象としていく。

当然、各企業の状況に応じてそれ以外にも重要な業務プロセスがあるだろう。例えば金融取引とかデリバティブ取引をやっているとか、あるいは会計上、評価、見積もりに係るものが多い会計処理プロセスであったり、あるいは期末日に近いところ取引が集中しているとか、それぞれそういったことが記載されていますけれども、各企業の実情に応じてリスクが高い業務プロセスがあれば、それは個別に追加していくという考え方が示されています。

右にあるように、アメリカではそうした評価の基準は現在定められていないわけですが、アメリカでは導入当初、そうした中で非常に保守的な対応が行われて、例えば九〇から九五%の事業拠点

において、勘定科目についても九〇から九五%の業務プロセスについてそういう業務プロセスのチェックが行われたといわれております。SECも、現時点ではトップダウン型のリスク・アプローチを強調しているという状況にあります。

我が国では、先ほどもいきましたかなり具体的な基準を示し、最終的には個々の企業のリスクに応じて必要なものは追加していただくということで、リスクをカバーしていきたいと考えているところであります。

ロのところにありますように、そういったことで企業が評価しましたときに、後になって監査人からこの評価対象ではだめだといわれると、もう間に合わないということになりかねませんので、今回の実施基準案では、この評価範囲について経営者と監査人の事前の協議プロセスを明示させていただいています。経営者の方である程度の絞り

込みを行った上で、その内容が妥当なものかどうかについては、事前に監査人と協議していくことが適切であると記載させていただいています。

「重要な欠陥」の判断基準については、ここにありますように、最終的にはこれは財務諸表監査の重要性とリンクしてくると思いますが、連結税引前利益の五％程度という数字も示させていただいているところであります。

監査の基準のところでは、先ほどもいました同一の監査人ということで、アメリカよりも踏み込んだ対応をしているということでございます。

(4) 内部統制整備等に係る手順のイメージ

一〇ページ。これは必ずしも実施基準案の中には記載しておりませんが、最近、新聞の広告欄等を見ると、内部統制の実施基準案に関する解説セミナー何日コースみたいなものが出てい

て、「もう間に合わない」みたいなこともいろいろ書いてありますが、私どもとしては決してパニックに陥っていただく必要があるものではないと考えています。

内部統制整備等に係る手順をイメージするとしても、ここにありますように、まずプロジェクトを立ち上げて基本的計画、方針を策定して、内部統制の把握、整備をする。括弧書きがしてありますけれども、仮にそういう経営者による評価や監査を試行したいということであればそういうことを行っていたらいて、そうしたものを踏まえて不備等を是正していく。その上で正式な評価・監査を迎えていただくという手順が常識的に考えられるわけです。

これを考えていきますと、現在、導入準備の段階にあるとしても、例えばこれから年度末に向けてこういうことが行われれば、内部統制の整備を

二〇〇七年に行い、二〇〇八年から右のステップに入っていくことは十分自然な形でできるのであって、決してパニックに陥っていただく必要はないと考えています。

それから、実施基準案の中では、先ほどのようなように、一つは監査人との事前の協議のプロセスも記載させていただいていますし、やはり実施基準案の中では、内部統制の構築について最終的な判断は企業経営者が行うことを前提に、監査人が適切な指摘等を行っていくことは問題ないということも記載しています。

といいますのは、我が国の制度もそうですけれども、アメリカでは監査業務と非監査業務の同時提供の禁止というルールがあります。これは、監査している先に対して別にコンサルティング業務とかをやっていると、そういう利害関係の中で監査が甘くなるんじゃないかということで、同時提

供が禁止されています。我が国でも同じような制度があります。

アメリカではその点についても非常に保守的な対応がされた結果、監査人が内部統制について助言等をするのを過度に制約的に考えて、実際に起きたのは、コンサルティング会社からまずいろいろ指導を受けてから監査を受けるとか、あるいは別の監査事務所からまずいろいろな指導を受けてから最終的な監査はほかの監査事務所にやってもらうとか、そういうことが行われたといわれております。

そうしたことに陥らないように、先ほどのようなように内部統制の構築についても、最終的にどうするかは経営者、企業が判断するという前提のもとで、監査人から適切な指摘等を受けること自体は、こういう同時提供禁止のルールにひっかかるものではないと書かせていただいています。

企業としてわからないことがあったら、まず監査人とよく議論、協議していただくことが最も建設的なのではないかと考えております。

四、公認会計士制度の改革

一一ページの公認会計士制度の改革、これは現在金融審議会の方で議論・検討しているところでございます。最初のキーワードでいいますと、まさに信頼性に絡む問題であります。

前回一二月八日までで、主な論点についての議論がおおむね一巡したところでございます。次回一二月一八日に開かれる予定ですが、一二月一八日以降は、具体的な最終報告案の審議をしていくというステップになっております。年内には報告を取りまとめたいと考えております。

主な審議の切り口としては、審議状況の中の第

五回、第六回、第七回あたりの表題に見られますように、一つは監査法人自身の品質管理・ガバナンスあるいはディスクロージャーという問題です。

監査法人では、実際に監査に当たる人、それから必ずそれを審査することになっています。そういうチェックをする人がいます。さらにそういう品質管理の方針を決めるマネジメントがあります。実際に監査をする人、審査をする人、そういう方針を決めるマネジメント、この三者がそれぞれの役割を適切に発揮していくことが重要であり、そうしたものが明確にされるような法的な整備をしていくべきではないか。

それから、今の監査法人制度は、昭和四十一年に制度ができましたが、その社員は公認会計士でなければいけないことになっています。ただ、今後の監査業務、先ほどの内部統制とか、あるいは I

Tの統制の問題とかを考えていきますと、必ずしも公認会計士だけで組織することが強い監査を保障するということでもないのではないかというところで、監査事務所にはむしろより幅広い知識、経験が求められることも考えられます。公認会計士以外の方も、一定の割合の中で監査事務所の社員とかになっただけのような道を開くべきではないかという議論がされています。

あと、監査法人は、私どもに対する報告義務はありますが、現在、ディスクロージャー義務は、法律上規定されておりません。公認会計士法上、監査法人のディスクロージャーもきちんと義務づけていくべきではないかという議論をしています。

それから、監査人にしっかりとした監査をしていただくためには、その独立性を確保し、経営者との関係でしっかりとした立場に立って、しっかりと監査をしていただく必要があるということ

で、そうした監査人の独立性、地位の強化のあり方を議論しています。

この点で、今一番議論の焦点になっていますのは監査報酬の決定方法の議論で、これはよくいわれることですが、監査人は企業からお金をもらいながら企業のチェックをするという構図があつて、そういう構図がある限りにおいて、企業に対して強いことがいえないんじゃないかという指摘がございます。

こうした問題は各国でも認識されていて、各国ではこうした問題については監査人の決定、監査報酬の決定については会社の執行権と切り離して、諸外国の制度でいいますと監査委員会にそうしたものを決めさせる。すなわち、経営者をチェックする立場の人間にそうしたものを決めさせることによって、監査人がしっかりとした経営チェックをすれば、それだけ監査報酬を弾むとい

う構造をつくり上げようとしているところであり
ます。

我が国でも、会社法で、監査役に例えば、報酬
決定についての同意権は導入されていますが、一
歩踏み込んで、報酬自体の決定権を監査役を与え
るべきではないか等の議論が行われています。

それから、企業の抱えるリスクに応じて監査報
酬をしっかり払うことを徹底していくという意味
で、今も一部やっていますけれども、監査報酬の
ディスクロージャーの充実を図っていくべきでは
ないか。

また、最近、結構監査人の交代の事例がふえて
います。そうした場合、企業には監査人が交代し
たことについてのタイムリーディスクロージャー
が必要になりますけれども、何でそういう交代が
起きたのかという理由については、必ずしも適切
な開示が求められていないのではないかという指

摘がごいます。

さらに、監査人の側は守秘義務があるので、企
業のいつていることが違うと思ってもなかなか反
論できないという問題があります。そこは、監査
人側にもディスクロージャーを義務づけることに
よって、守秘義務の問題を克服していくべきでは
ないかという議論をしています。

それから、「監督・責任のあり方」のところでは、
監査法人は、昭和四一年にできた現在の制度
では、もともと五人以上の会計士が共同して監査
をするというイメージでありましたので、いわゆ
る無限連帯責任。五人の監査人が集まって監査を
して、だれかが問題を起こせば五人が連帯責任を
負うという制度になっています。

ところが、実際に今の監査事務所は、大法人で
いうと社員だけで四〇〇人、五〇〇人といま
すので、決して共同でやっている実態はなく、諸外国

でも昔は無限連帯責任という制度でありましたけれども、今は有限責任形態の法人が一般化してきておりますので、我が国でもそういう道をつくるべきではないかという議論があります。

一方で、問題を起こしたときには適切な経済的ペナルティーを導入していくべきではないかということで、刑事罰という議論もありますし、課徴金を導入するべきではないかという議論もあります。何か適正な抑止をするためのペナルティーを用意すべきではないかという議論であります。

これは、現在の公認会計士法では、問題を起こしたときには、監査事務所には三つの行政処分があります。戒告と業務停止と解散命令です。解散命令というのは非常に厳しい、とんでもないケースなので、余り発動されるケースはないのですけれども、戒告というのは戒告にとどまるので、どこまで抑止効果があるのかという議論があります。

す。そうすると業務停止になります。業務停止というのは、一つは監査というのは継続的な業務なので、業務停止には余りなじまないのではないかという問題があります。

また、大手監査法人に対して業務停止処分が行われたわけですが、それについては、結局クライアントの方に監査人の交代等の必要が生じるといふ問題が指摘されています。監査法人に対しては、問題行為があれば厳正に対応する必要があります。あるわけですが、善意のクライアントにまで影響が出ることについては問題点も指摘されているわけです。そういうことであれば、例えば課徴金のような形で経済的ペナルティーで精算した方が、クライアントに影響が出ない形で抑止効果を持たせることができるのではないかという議論が行われています。

同時に、我が国の法体系のもとでは、課徴金と

いうのはなかなか広くは認められていないところ
でございますので、そういう法制的な問題点をク
リアしていけるのかどうかというのは、なお今後
の課題になってくると思います。

監督関係では、現在、例えば外国会社などが我
が国で開示をするときには、監査事務所は外
国の監査事務所である場合がありますけれども、
我が国の今の公認会計士法では、そうした外国監
査事務所に対しての検査・監督権限はございませ
ん。それについて、そういう外国監査事務所に対
する監督・検査を導入すべきではないかという議
論がされているところでございます。

五、EDINETのXBRL化に 向けた取組み

一二ページのEDINETについては、平成二

〇年から今のHTMLの言語にかわってXBRL
という言葉を導入していくこととしています。こ
れになりますと、財務情報を格段に容易に分析で
きるということになります。我々としては企業に
つくっていただいた情報を投資家が容易に加工・
分析して投資判断につなげていくことが重要だと
考えており、重要な施策だと認識しております。
二〇年四月からXBRLの導入を考えております
ので、今後事務的にはいろいろ御協力をいただく
ことが出てくるだろうと思います。

六、会計基準のコンバージェンス 問題

一四ページから、会計基準のコンバージェンス
の問題についての資料を整理しております。まさ
にキーワードのうちの国際性でございます。

(1) 会計基準に関する主要市場の状況

一四ページにありますように、日本、EU、アメリカを並べますと、それぞれの会計基準、日本は日本基準、アメリカはアメリカ基準、EUは二〇〇五年から国際会計基準という基準を採用しています。それぞれには会計基準の設定主体、ASBJ、IASB、FASBがあります。日本ではASBJ、下にありますように企業会計基準委員会というのが五年前に設立されました。会計基準というのはそれぞれのマーケットの参加者が民間ベースで自主的につくっていくことが望ましいのではないかという考え方に基づいて、こういう設定主体が設立されております。これらの設定主体の間では、コンバージェンスということで、相互の会計基準をできるだけ合わせていくという議論がされているところでございます。

そうした動きをにらみながら、証券当局間で

は、お互いの会計基準によってつくられた外国会社の財務書類を、自分の国におけるディスクロージャーで受け入れるかどうかという相互承認の議論がされているという枠組みでございます。この枠組みの中で今何が起きているかといいますと、二〇〇八年、二〇〇九年をにらんで、特にアメリカとEUの間で非常に急速なコンバージェンスの動きが起きております。

一五ページにありますように、国際会計基準をつくっていますIASBとアメリカの会計基準をつくっていますFASBが、二〇〇六年二月にMOU、覚書を結んでいます。二〇〇八年までにコンバージェンスを行っていくという計画を出して、「●」の二番目ですけれども、短期コンバージェンス項目については二〇〇八年までに重要な差異を解消させる、その他の項目についても二〇〇八年までに計測可能な進捗を達成するというこ

とを合意して発表していて、その作業が急速に進んでいるという状況です。

(2) 米国 SEC が発表したロード・マップ

一七ページ。こうした動きを踏まえて、アメリカの SEC では、いわゆるロード・マップを発表しています。アメリカは、従来、開示制度については SEC 基準が絶対というところがあつて、どの国から、どの会計基準のものでも、そのままではアメリカ国内には受け入れていません。日本企業が行く場合にも、アメリカ基準を使うか、日本基準をベースにするなら、それに対して非常に詳細な調整措置を講じることが求められております。これはヨーロッパの企業が行く場合も同様な状況です。

このロード・マップは上から下に道が走っているのですけれども、一番下の左を見ていただきます

すと、SEC スタッフは国際会計基準に基づく財務諸表等の信頼性、国際会計基準と米国会計基準とのコンバージェンスの進捗をレビューしまして、右側の下ですけれども、二〇〇九年をめどに、国際会計基準と米国会計基準との調整要求をやめることを委員会に提案するか否か、提案する場合、その時期について決断をする。

すなわち二〇〇八年までに進んでいくコンバージェンスの状況を見きわめて、それでよいという場合は、二〇〇九年を目標に、従来国際会計基準に対して求めている調整要求をやめることも視野に入れて検討するということが、ロード・マップとして示されているところであります。

(3) EU の会計基準の同等性評価作業について

一八ページに、こうした中で、逆に EU サイドの方は、先ほどもいきました二〇〇五年から域内の

企業には国際会計基準の義務づけをしています
が、そうなりますと、域外の企業についてはどう
するかという問題が生じてきます。EUでは、域
外の企業についても、国際会計基準またはこれと
同等の基準の使用を義務づけるという方針を出し
ております。そうした中で、国際会計基準以外の
基準としては、日本基準、アメリカ基準、カナダ
基準というメジャーな基準があるのですけれど
も、この三つの会計基準が国際会計基準と同等か
どうかを審査してきている過程がございます。

これは、当初の予定では二〇〇七年に適用して
いくことになっておりましたが、2にありますがよ
うに、現在、この二〇〇七年が二年間延期の方向
になっていきます。二年延期になって、とりあえず
問題が先送りになったのかなというと、必ずしも
そういうことではなくて、むしろこの二年間にお
けるコンバージェンスの動向をよりしっかりモニ

タリングしていこう。それで、しっかりコンバー
ジェンスがされない場合は、同等性評価について
厳しい判断をしていこうという姿勢が非常に強く
出ていると考えています。

3のところにありますように、欧州委員会（E
C）は、来年四月までに、各会計基準設定者にお
ける作業工程表の状況を報告する。それから、一
九ページの5にありますように、その上で二〇〇
八年四月一日までに、日米加等の会計基準のコン
バージェンスの進展の状況を欧州委員会は整理し
て、欧州議会等に報告することになっています。
そして、二〇〇九年一月一日の少なくとも六カ月
前ですから、二〇〇八年六月までに同等性評価の
決定を行うとされています。

二年延期にはなったのですけれども、ここにあ
りますように、二〇〇八年四月までの間、日米
ヨーロッパのコンバージェンスの状況をモニター

して、それに基づいて二〇〇八年六月までに同等性の決定をすることとされています。すなわち、これから二〇〇八年の初めまでに、冒頭の会計基準のコンバージェンスについて、どういう成果が出せるかが非常に重要な局面になっているということです。

(4) わが国の取組み

こうした状況を受けて、私どもの企業会計審議会の方で企画調整部会がありますが、コンバージェンスに関する考え方を関係者で議論し、その結果が、意見書という形で七月三一日にまとめられています。二一ページにありますように、コンバージェンスには前向きに対応していこうということ。二二ページにありますように、そういうコンバージェンスというものについて計画的に対応していくということで、会計基準の検討に関する

具体的な工程表の作成・公表を求めています。

こうしたものを受けて、二四ページにありますように、「プロジェクト計画表」と書いてありますが、会計基準検討のいわゆる工程表が一〇月にASBJから公表されています。今後、二〇〇七年の終わりまでに、ここに掲げてあるいろいろな会計基準について、かなり広範な検討作業が予定されています。

二五ページにありますように、こうした動きを踏まえて、当局間でも、EUとの間でコンバージェンスについてのモニタリング会合を開催していくこととしています。これは、先ほどの同等性評価のためのモニタリングをEUサイドが行うに当たり、我々としてはできるだけ一緒にモニタリングしようよということであろうという会合をつくり、少なくとも年二回開催していくことになっています。先日、東京で第一回を開いたところで

ざいます。

冒頭申し上げましたように、会計基準については、民間の設定主体で、市場参加者が市場の声を反映させながら決めていくという枠組みを五年前につくったわけです。そうした枠組みは極めて重要なものだ和我々は認識しており、その枠組みを現時点で変更しようという考えは持っておりません。ただ同時に、そうしたところで作成された基準が仮に国際的に同等なものではないという評価をされるとすれば、それは事実上、日本の会計基準がローカルなものだと判定されてしまうということになりかねないと考えます。

そうしますと、結局会計基準というのは証券市場を成り立たせている根本でありますので、ローカルな会計基準ということになれば、ひいては、証券市場自体がローカルなものになっていかざるを得ないのではないかと危惧されるところでござ

います。ASBJの取り組みが国際的に正当に評価されていくように、金融庁としても努力していきたいと考えているところでございます。

七、M&A等を巡る情報開示の 充実

(1) 概要

二番目のテーマであるM&Aに関する開示の問題に移りたいと思います。時間が押してきましたので、二六ページは係数なので飛ばさせていただきます。

二七、二八ページもこれまでのヒストリーなので割愛しますが、申し上げたかったのは、昭和四六年に公開買付制度ができて、平成二年に大幅な見直しがされて、大量保有報告制度も平成二年に導入されて、平成二年に大枠ができたわけです。

その後、平成一五年、一六年と幾つか改正されていますが、そういう中では、これは産業界などからも、公開買付制度というのは事業再編の足かせになるケースが多いので、規制を緩和してくれという声が非常に多かった。制度改正もそういう方向での改正が行われたということだろうと思います。

ただ、それが昨年のニッポン放送株の買収の問題が起きてから要請が大きく変化して、産業界からはTOBのルールをきちんと厳格適用するようだという声が非常に強くなってきたといえると思います。我々は、その中で、振りが片方に大きく振れ過ぎることのないよう考えながら、制度整備を図っていると考えています。

二九ページに、今回の金融商品取引法、近く施行します政令、府令で整備されているM&A絡みの情報開示の状況を整理しました。買収者が買収

対象者を買収していくに当たって、そこにTOBというルールが出てくるわけですが、今回の改正の要点は買収者、買収対象者、それぞれの側から株主に対してより充実した情報提供をしていくということでございます。

「買収者」のところにありますように、買収者は、従来からあります大量保有報告をし、公開買付については公開買付届出書を出していくわけですね。この公開買付届出書においては、買付後の方針とか価格算定根拠とか、あるいはMBOの場合は、この絵の中の「買収対象者」と左に出てくる「経営者」が同一利害関係者になってまいりますので、利益相反の問題が生じかねないという問題があります。したがって、MBO等については、そういう利益相反関係についての開示も充実させています。

一方、買収対象者側は、最近は買収防衛策も導

入されてきますので、こういう買収防衛策の状況等については有価証券報告書で開示するとともに、公開買付届出書が来た場合に、それについてどう考えるかという意見表明は従来任意の制度でありましたけれども、どういう意見を持っているかというのは投資家にとっては非常に重要な情報であるので、この意見表明を義務化することになっています。

義務化すると同時に、逆に買収対象者から買収者に対して質問がある場合は質問をすることができるといいたします。そうした場合には、この買収者側にありますように、対質問回答報告書というものを買収者は作成しなければなりません。

それから、TOBで買収した後、組織再編につながっていく場合もあります。こういう組織再編の場合は臨時報告書という書類が必要になりますけれども、その臨時報告書の重要性基準の引き

下げ、あるいは開示項目の充実を図っています。

さらに右下のところですが、今回の金融商品取引法では、組織再編が行われた場合に、従来開示会社であった会社が組織再編されて、例えば合併して、存続会社が開示会社であれば構わないのですけれども、非開示会社が存続会社になった場合に、従来開示されていたものが突然なくなってしまうとの問題があります。

従来、そういう場合は存続会社たる非開示会社に開示義務が引き継がれるということを事務ガイドラインで手当てしていましたが、今回の法律では、そういった場合に、組織再編に当たって有価証券届出書の提出を義務づけるという措置が講じられています。組織再編には有価証券届出書を出していただいて、その後継続的に有価証券報告書を出していただくという制度を手当てしています。

さらに、この制度の整備に当たっては、最近、

新聞にも名前が出てきますが、三角合併の場合には、親会社の子会社をつくって、その子会社を相手会社と合併させ、その際、合併の対価として親会社株を渡すことで、相手会社の子会社化を実現するわけです。今までのルールですと、開示義務は合併の直接当事者である子会社の方に引き継がれます。それでは意味がないので、三角合併で親会社の株が提供されるということであれば、親会社の方に開示義務が引き継がれるような手当てをあわせて行っています。組織再編、三角合併のケースも含めて適切に開示義務が引き継がれるような手当てが行われている状況でございます。

三〇ページは現行の制度であります。

(2) 公開買付制度の見直し

三一ページに公開買付制度の見直しについて、

法律で決まっていたことと今回の政令・内閣府令で決められたこと、合わせてポイントを整理いたしました。

一番上にありますように、脱法的な態様の取引を防止すること、御案内のとおり、現在の公開買付制度は市場外で買い付けをして三三％を超えるときはTOBによらなければいけないことになっています。そうしますと、一番極端に言えば、三二％ぐらいまで市場外で買っておいて、最後の二％ぐらいを市場内で買ったらTOB規制はかからないのかという議論があります。そこについて、今回、市場内外を組み合わせた場合でも、三カ月以内に議決権の一〇％超の株券を取得して、その中で市場外取引が五％超を占めている場合、その結果、議決権が三分の一を超えるときには公開買付規制の対象とすることを明確化したところであります。

投資家への情報提供の充実というのは先ほど申し上げたとおりでございます。

三番目のところで、公開買付期間の伸長というのは、先ほどもいました両当事者からより充実した情報提供をさせることのバランスとして、時間的枠組みについて若干従来よりも長いものを用意しています。従来、二〇から六〇日ということで公開買付期間を設定していましたが、これを一つは営業日ベースにする。それから、例えば二〇営業日ということで公開買付期間を短く設定している場合には、買付対象者の側から三〇営業日にまで延ばすことを認めるという制度を導入しています。

三三ページに、今申し上げたような枠組みを図に整理しています。公開買付が始まりますと、一〇営業日以内に意見表明することが義務づけられます。一〇営業日で意見表明をしますときに、

逆に相手に対して質問することができる。質問されると五営業日以内に回答しなければならないことになっていまして、ここまでで最長ですと一五営業日かかります。仮に、公開買付期間が二〇営業日と設定されていますと、残り五営業日しかないということで、公開買付の対象者がいろいろな對抗提案を用意して、それを示して、投資者がそれに基づいて判断するには十分な時間がない。そういう場合には、この二〇営業日について、三〇営業日に延ばすことを公開買付対象者の方から請求することができる制度にしています。

(3) 大量保有報告制度の見直し

三四ページ、大量保有報告制度です。上の方は現行制度を整理したもので、下が見直し内容です。一つは特例報告制度について、従来の提出期限を大幅に短縮しているということです。ごさ

います。

それから、三番目の「・」にありますように、従来特例報告制度は事業支配目的の場合には適用されないことになっておりますが、事業支配目的かどうかの認定が非常に難しいということで、法律文言上も右に書いてあるような表現に直しまして、この具体的内容については政令でさらに詳細を規定している状況でございます。

それから、大量保有報告については、従来 E D I N E T での提出が義務づけられておりませんでした。これは、提出者の中に個人の方もいらっしゃることに配慮したものでありますが、今、I T 技術が進んできて、かつ大量保有報告書を出さなければいけないような個人というのはそれなりの個人の方だと考えられますので、今回、これについても電子提出を義務化させていただいたというところでございます。

最後、三五ページです。今回の政令・内閣府令の概要を整理したものです。一番下にありますように、この一三日から施行させていただきます。大量保有報告制度の特例報告については、来年一月一日からの施行でございます。

法律上は公布から一年以内の施行となっておりますので、ぎりぎり来年六月一三日までにやればよいじゃないかという御意見もあろうかと思いますが、これから株主総会シーズン等も控え、こうしたところについての情報は適切に開示いただくことが重要ではないかということで、事務の準備をされる方には御苦労をおかけするかとは思いますが、これも、一月一日から施行させていただきたいと考えています。

済みません、ちょっと時間が長くなりましたけれども、以上でございます。

高橋理事長 どうもありがとうございます。大変広範な問題を要領よく、わかりやすく御説明いただいたと思います。

若干時間をいただいております。御質問あるいは御意見がおりの方、ぜひ御発言をいただきたいと思っています。

質問者 本日は貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

私が最近考えていることを二点ほど御質問させていただきたいと思いますので、差しつかえない範囲でお答えいただければ幸いです。

まず、会計基準の同等性評価に対して金融庁の皆様が御尽力されている過程で、最近、ASBJ等で聞き及ぶところによりますと、我が国で概念フレームワークをオーソライズすることに対して、金融庁が、言葉はあれですけども、若干後ろ向きなお考えをお持ちだと承っております。

一部には、我が国の基本的な会計の考え方をきちんとオーソライズした上で、国際的な会計基準の開発に貢献するというのも一つの意見と考えており、私もその意見に賛同するところが一部ございますけれども、この概念フレームワークのオーソライゼーションに対して金融庁の方で現在どういうお考えをお持ちなのかということを、差しつかえない範囲でお聞かせいただければ幸いです。

もう一つは、三角合併に対して、我が国はいろいろな団体から、買収者の親会社が外国資本である場合、特段の取り決めがあった方がよいという意見も聞き及んでおりますけれども、こちらについて、金融庁の方では権益の圏外かもしれないけれども、何がしか手だてをすべきかどうかということに対して、御意見があればお聞きしたい。

この二点、よろしく願っています。

池田 大変難しい問題も絡んでいます。

まず第一点については、若干補足が必要かと思
います。概念フレームワークとは何かという
と、先ほど会計基準が表にずらつと並んでいまし
たけれども、諸外国では概念フレームワークとい
うものがあつて、これは例えば資産とは何かと
か、負債とは何かとか、資本とは何かとか、そ
ういふことの概念をまずきちんと定義して、建
てつけとしてはそういうものから演繹的に個々
の会計基準の結論を導き出していくといふ体
系的な整理をしているわけです。

我が国でもそういう体系化が必要ではないか
という考えから、個々に会計基準をつくるの
みならず、そうしたものが逆に反映させなが
ら、我が国としての概念フレームワークをつ
くろうというところで、ASBJの方で何年か
前にワーキンググループで討議資料が取りま
とめられ、コンバージェンスの過程では、
ASBJはこうした我が国

の討議資料についても国際的に説明をしてき
ています。諸外国では、我が国の考え方は、
既にそれなりに認識されているという状況
があります。

それで、今生じている問題は、このASBJ
のワーキンググループで出した討議資料を、
ASBJとしてもうちよつと正式な形で議決
して、最終的にはきちんとした概念フレーム
ワークとして基
準化していくといふお考えをお持ちで、そ
ういふことが議論されている状況にあるの
だろうと思
います。

私どもがそこに反対しているという趣旨の
御質問だったかと思いますが、先ほど会計
基準のコンバージェンスといひましたが、
例えばアメリカとヨーロッパでコンバー
ジェンスが進んでいるのは、個々の会計
基準だけではなくて、まさに概念フレーム
ワークもコンバージェンスさせようとい
ふことでやっています。それで、アメリカ
とEU

がコンバージェンスさせようという概念フレームの流れと我が国のASBJが考えている概念フレームの流れとは、若干、内容を異にするものがあるように思います。

我々は、ASBJが国際的にASBJのポジションを主張していくことは重要なことだと思えますし、それを妨げるつもりはないのですけれども、アメリカとヨーロッパがコンバージェンスの動きを進めているときに、改めて日本のポジションをワーキンググループ段階のものからよりオーソライズしたものにすることは、変にとられると、単に日本の主張をするだけにとどまらず、日本は国際的に日本の主張を全く譲るつもりがないという意思表明ととられはしないかということが非常に懸念されるところであります。

今の討議資料の形でも国際的に日本の考え方は示すことができるし、また現に既にASBJは示

してきているので、日本の考え方がどういうものかというのは国際的な場では十分理解されている。それに加えて現時点で何かオフィシャルな決議をすれば、それは全く譲るつもりがないという宣言ととられることになるのではないかと懸念しているところです。

その場合に、個々の会計基準、先ほどのリストにされていた項目についてASBJが海外の会計基準設定主体と協議を行い、個々の会計基準については統一したとしても、そもそも会計基準の大本になるフレームワークに違いがあるじゃないかという話になれば、EUによる同等待価等の結論に悪影響を与え、最終的には、我が国の会計基準の国際的な価値を非常に低下させる懸念があります。

日本の立場を主張していくことを否定するつもりはないけれども、どういう手順でいくかについ

ては、ASBJにおいて、よくよく相手方との関係の中で、カウンタートパートの顔をにらみながら判断されるべきではないかと考えている状況です。

それから、三角合併のところについては、質問の中にもありましたけれども、今議論されているのは法務省の方で定められる会社法の関係の省令でどういう規定をするかということがまさに焦点になって議論されているので、そこは金融庁としてコメントする立場にはないということかとは思いますが、今日ちょっと御説明したように、ディスクロージャーについていえば、金融商品取引法の中で既に一定の手当てをしていると考えています。関係の政令、府令はもちろんこれからの整備になります。当然私どもとしては適切な情報開示がされるようにしていきたいと考えています。

情報開示にかかわる点では、米国と同じような

枠組みは基本的に十分整備されていると考えています。その上で御質問のようなことについてどう対応するかは、関係者全体で御判断いただくことかと考えております。

高橋理事長 どうもありがとうございます。ほかに何か御質問ございませんでしょうか。

今の内部統制の話なんです。今まで出た会社法で内部統制システムの構築が義務づけられています。制度のねらいとか範囲とか、違うものだろうと思いますが、実務的にはある程度、さっきいろいろ省力化のための配慮がしてある、コストをかけない配慮がしてあるというお話がありましたけれども、実務的に両者が共通のものとして作業できるようなものを展望しているのかどうかという点について、これは会社法の関係ですから法務省の所管かと思いますが、もし何かコメントがあれば教えていただきたいと思っています。

池田 まさに今御質問の中にあつたように、究極、会社法でどういうものが要求されているのかというのは、我々も定かでないところがあります。会社法の方は、結局内部統制の方針を決めたらそれを開示しなさいということが書いてあるだけで、極端な話、方針がないなら方針がないと開示してくれればいいのだといったことをいわれる方もあり、私どものカウンタートパートの制度がどういうものかというのは我々もはっきりわからないうところがあるのですけれども、我々の制度はあくまで財務報告に関することだけだということにははっきりしているわけです。

もちろん、実際の企業が効率的に内部統制を整備していくことを考えれば、それは全体に整合的にやっていくことが最も合理的であり効率的であると考えています。それは必ずしも法律の義務ではありませんが、望むべくは、会社法に基づき内

部統制の仕組みを企業が考えていく中で、上場会社については財務報告についてこういう仕組みがあることに十分留意して、全体的に整合的なものをつくっていかれることが最も建設的だろうと思います。そういう中で、十分両方は接合可能な枠組みになっていると我々は考えています。

ただ、法律の議論からいうと、金融商品取引法はあくまで財務報告に関することについて、その範囲でルールを定めているだけで、別に財務報告に関すること以外についての内部統制の整備自体は求めているので、それらも含めてしっかりとやらなければいけないと申し上げるつもりはありません。しかし、内部統制の全体の枠組みを理解して整備されることが望ましいということは、実施基準案の中にも記載させていただいているところです。

質問者 今の財務報告は、法令上は財務報告その

他の情報に関する適正性でしたか、だから必ずしも財務報告に関する情報とは限定していませんよね。

それで、今の内部統制の議論だと何かでいいますと、業務プロセスについての対象だとか。といいますと、実は内部統制の何をもってどうするかという具体的なイメージがわきづらいんです。会社法上求められている、省令まで下がってきたところの適合性の原則ですとか、いろいろあります。結果的には両方は、要するに重複してしまうんじゃないでしょうか。

そこをきれいに、金融商品取引法は財務統制報告書と、「財務」と限定はされていますけれども、しかし財務報告というのは極端なことをいいますと、いろいろな会社の各種業務、経営を行うことが結果的に財務という形相に反映されるので、財務報告の適正さを確保する、かつ財務報告の評価を

するということになりますと、それは限りなく広がるような話にもなりかねないので、そうだとすると、会社法上の適合性の原則だとか、体制整備についていろいろいわれていることと、結果的にダブることになるんじゃないか。その辺はどうなんでしょうか。

池田 会社法の内部統制というのは、会社のいろいろなコンプライアンスの問題とか、さらには業務の効率性とか、そうしたことをすべて包摂した概念であり、当然財務報告も入っているので、会社法の世界はおよそすべての内部統制をカバーしていて、その中で金融商品取引法の今回の枠組みは、財務報告にかかるところだけを切り出しているという整理になると思います。

それで、今日、冊子を二つお配りしています。厚いものと薄いものがあるって、薄い方が昨年一二月の基準案で、厚い方が今回の実施基準案です。

厚い方の実施基準案は三部構成になっていて、その第二部の二ページに、財務報告とは何かという具体的定義が置いてあります。財務諸表、連結財務諸表、プラス若干の開示項目、それが財務報告であると定義されていて、財務報告に係る内部統制とは、基本的には財務諸表を中心とした部分について、適正につくっていくための内部統制ということだと思っています。

そうしたものが内部統制全体の枠組みにどう連なるかというのは、この実施基準案の第一部の五ページに、今まさに質問の中で御指摘があったのと同趣旨のことが書いてあります。五ページに(5)「4つの目的の関係」と書いてあります。内部統制には四つの目的があるということで、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスあるいは資産の保全とありますが、御指摘にあったとおり、それらは相互に密接に関連し

ている。

三番目の段落で、金融商品取引法で導入された内部統制報告制度自体は、財務報告の信頼性を確保するための問題である。しかしながら、財務報告というのは、組織の業務全体に係る財務情報を集約したものであり、組織の業務全体と密接不可分の関係にあるという、まさに今御指摘いただいたとおりです。

要は、そうした中で、先ほど私が申し上げたところですけれども、法的に義務があるわけではありませんが、財務報告に係る内部統制を有効かつ効率的に構築しようというときには、全体の関連性を理解して、全体の内部統制を整備運用することが望まれるということになります。

会社法の世界は、まさにこの四つの目的すべてを網羅したものについての方針を定めて開示することが求められているんだろう。その中で、とり

わけ財務報告のところについては全社的統制、業務プロセスの統制について、より詳細な手続をお願いしているというのが、金融商品取引法の枠組みだと理解しています。

高橋理事長 ありがとうございます。ほかに何か御質問ございませんでしょうか。

それでは、時間も過ぎておりますので、この辺で終了したいと思います。

私ども、大変関心の深い問題につきまして、また広範な問題につきまして丁寧な御説明いただきました。どうもありがとうございます。

池田 ありがとうございます。（拍手）

（いけだ ゆういち・金融庁総務企画局企業開示課長）

（本稿は、平成一七年二月一日に行われた講演会の記録で、文責は当研究所にある。）

池 田 唯 一 氏

略 歴

1982年 東京大学法学部卒業

同年 大蔵省入省

1985年 英国ロンドン大学 LSE 校経済学修士。

1989－1992年 国際通貨基金(IMF)エコノミスト、

銀行局中小金融課課長補佐、証券局企業財務課課長補佐、同証券市場課課長補佐、金融監督庁長官官房総務課企画官、金融庁総務企画局保険企画室長、監督局協同組織金融室長、監督局保険課長などを経て、

2004年7月から現職。

講演会の当日配布された資料については、次ページ以降の説明資料のほか、次の2つの資料が配布されています。

- ①「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」（平成17年12月8日）
- ②「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準（公開草案）」（平成18年11月21日）

これらの資料については、金融庁のホームページに掲載されていますので、そちらを参照してください。

○金融庁の資料掲載 URL

- ①「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」（平成17年12月8日）

<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/singi/f-20051208-2.pdf>

- ②「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準（公開草案）」（平成18年11月21日）

<http://www.fsa.go.jp/news/18/singi/20061121-2.pdf>

(説明資料)

平成18年12月11日

企業内容等に係る情報開示の充実

視 点： ○連結情報

○時価情報

○経営方針・ガバナンス情報

○資産金融型証券に係る情報

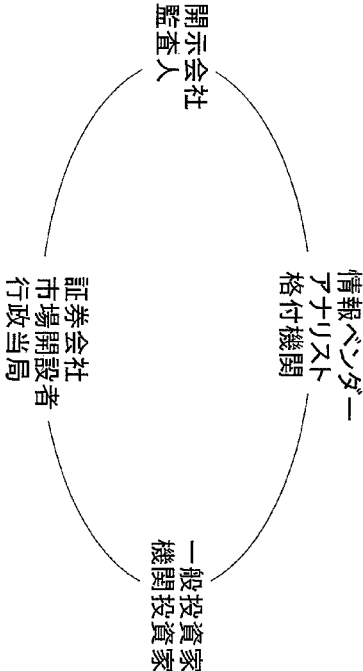
留意点： ○信頼性

○適時性

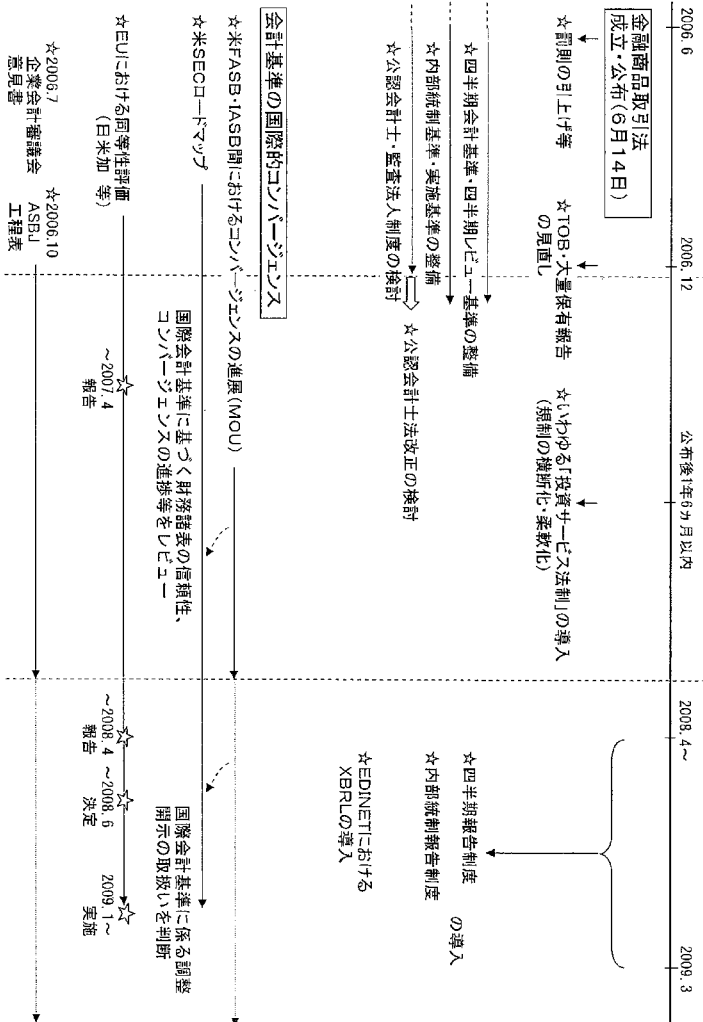
○柔軟性

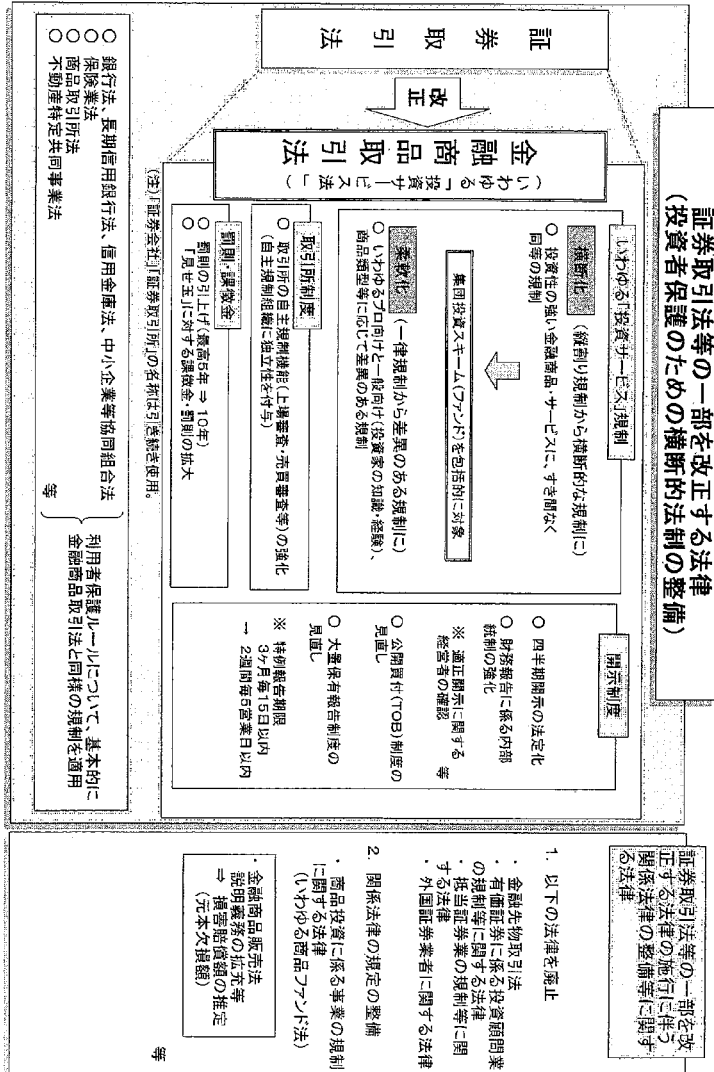
○国際性

担い手：



わが国企業開示制度、TOB 制度等の新しい姿





金融商品取引法（いわゆる「投資サービス法」）の施行日について

改正の概要	施行日
○ 罰則の引上げ、「見せ玉」への対応	公布の日から起算して20日を経過した日。
○ 公開買付規制の見直し、及び大量保有報告制度の見直し	公布の日から起算して6月（大量保有報告に係る特例報告の頻度・期限の短縮、電子提出の義務化等）については1年）を超えない範囲内において政令で定める日。
○ 四半期開示の法定化及び財務報告に係る内部統制の強化	公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日（平成20年4月1日以降に開始する事業年度から適用）。
○ 幅広い金融商品・サービスに関する規制の横断化と柔軟化（従来規制のすき間となっていたフアンドも含めて包括的に規制の対象に）。 → 周知・徹底、対応のための準備期間が必要 ○ 取引所の自主規制機能の独立性強化 ○ その他の関係法律の整備	公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日。

四半期開示制度

四半期開示の現況

平成15年4月以降、取引所ルールで段階的に導入
平成18年4～6月期の四半期で、既に東証上場会社の96%が財務諸表を開示



金融商品取引法（平成18年6月7日成立）

- ・ 四半期開示を金融商品取引法上の制度として法定化
- ・ 半期報告制度を四半期報告制度に統合
- ・ 虚偽記載には罰則・課徴金を適用

対象会社：上場会社を基本

開示時期：四半期終了後、遅くとも45日以内を原則（現行の半期報告書は90日以内）

開示内容

- ① 企業集団の概況
- ② 提出会社の株主、役員状況
- ③ 四半期連結財務諸表
- ④ 監査人による四半期レビュー等

銀行・保険会社の第二四半期（半期）については、60日以内の政令で定める期間内に開示。
単体の財務諸表を併せて開示。従来の中間監査に準じた監査を実施

わが国企業開示制度、TOB 制度等の新しい姿

財務報告に係る内部統制の強化

昨今のデイスクロージャーをめぐる不適切事例

→ 財務報告に係る企業の内部統制が有効に機能していなかったのではないかと懸念

内部統制の強化の必要性

- ・ 米国では、企業改革法（サーベインズ＝オクスリー法）により、財務報告に係る内部統制について、経営者による評価と公認会計士による監査を義務付け
- ・ 英国、フランス、韓国等でも、同様の制度を導入
- ・ 我が国では、16年3月期から経営者確認制度を任意で導入（三百数十社が確認書を提出）



金融商品取引法（平成18年6月7日成立）

上場会社を対象に財務報告に係る内部統制の「評価」と「監査」を義務付け（内部統制報告制度）併せて、有価証券報告書等の適正性について、経営者の確認を義務付け（確認書制度）

企業会計審議会内部統制部会報告

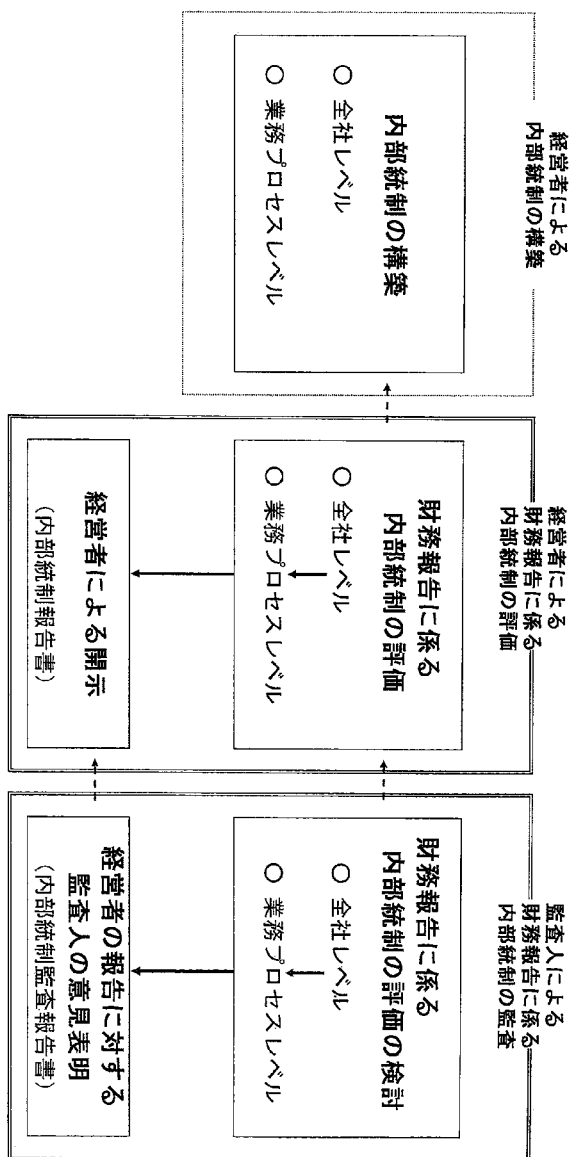
「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」（平成17年12月8日）

内部統制の評価及び監査に係る基準を提示



基準案を実務に適用していく場合のより詳細な実務上の指針（実施基準）を検討
平成18年11月21日公開草案公表（意見申出期限12月20日）

財務報告に係る内部統制の評価及び監査の流れ



わが国企業開示制度、TOB 制度等の新しい姿

評価・監査のコスト負担が過大とならないための方策

先行して制度が導入された米国における状況等を検証し…

1. トップダウン型のリスク・アプローチ

全社的な内部統制の評価を踏まえて、重大な虚偽の表示につながるリスクに着眼して、必要な範囲で業務プロセスに係る内部統制を評価

〔注〕実施基準案では、業務プロセスの絞り込みの指針を提示

2. 内部統制の不備の区分

内部統制の不備を「重要な欠陥」と「不備」の2つの区分に簡素化（米国では3つ（「重大な欠陥」、「重大な不備」、「軽微な不備」）に区分）

〔注〕実施基準案では、「重要な欠陥」の判断基準を提示

3. ダイレクト・レポーティング（直接報告業務）の不採用

監査人は、経営者が実施した内部統制の評価について監査を実施

4. 内部統制監査と財務諸表監査の一体的実施

内部統制監査は、財務諸表監査と同一の監査人が実施。

〔注〕実施基準案では、監査計画を一体的に策定し、監査証拠は双方で利用することを説明

5. 内部統制監査報告書と財務諸表監査報告書の一体的作成

内部統制監査報告書は、財務諸表監査報告書と合わせて記載することを原則

6. 監査人と監査役・内部監査人との連携

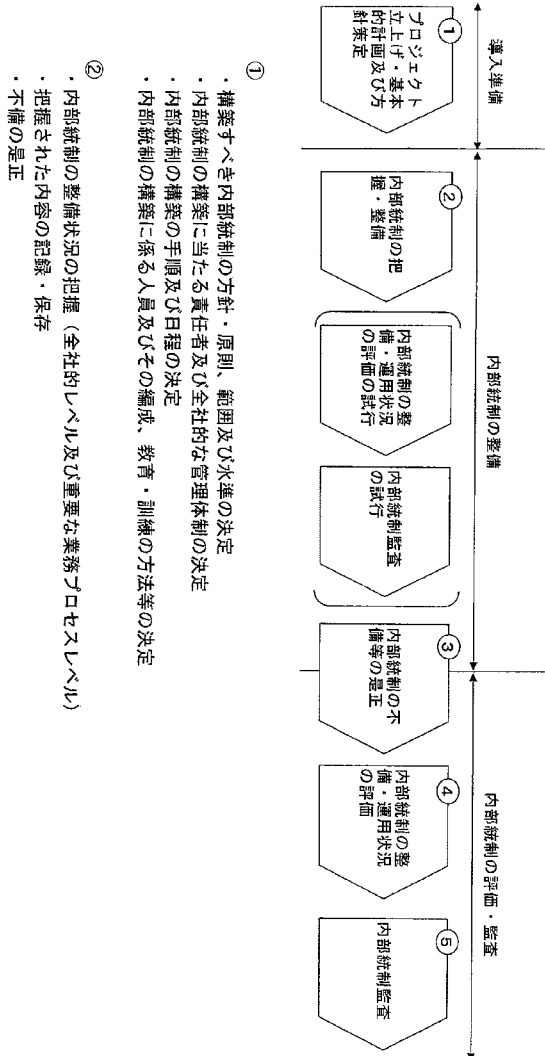
監査人は、監査役などと適切に連携し、必要に応じ、内部監査人の業務等を利用

実施基準案のポイント

実施基準案のポイント	(参考) 米国の状況
○ 財務報告に係る内部統制の構築プロセスについて記述 ○ 評価・報告に係る基準を整備 - 全社的な内部統制に係る評価項目を明示 - 評価範囲の絞り込み工夫 - 売上高等の概ね2/3程度をカバーする事業拠点の3勘定科目(売上、売掛金、棚卸資産)をベース - 十重要な業務プロセスを個別に追加 口、評価範囲に係る経営者と監査人の協議プロセスを明示 「重要な欠陥」に係る判断方法、判断基準を明示(例えば、連結純引前利益の5%程度) ○ 監査に係る基準を整備(→米国の基準を、適宜、参照) - 内部統制監査は、原則、財務諸表監査と同一の監査人が実施。監査計画は財務諸表監査と一体に策定。監査証拠は相互に利用可能。 - ダイレクター・レポーティングは不採用。ただし、監査人は、監査に当たって、自ら十分な監査証拠を収集。 - 運用状況の検証に係る信頼度(90%)等を明示。	○ 米国の基準等にはない。 ○ 米国の基準等にはない(現在、SEC において作成作業中)。 - 米国においても最近、中小公開企業向け COSO の中で、同様の評価項目を公表。 - 米国の実務では、当初、例えば、90-95%の事業拠点において、90-95%の勘定科目について業務プロセスの評価を行う結果となっていたとの指摘。SEC は、現時点において、トップ・ダウン型のリスク・アプローチを強調。 - 米国では、判断基準までは示されていない(実務上は、実施基準案と同様の取扱いが行われている模様)。 ○ PCAOB が監査基準を作成。 - 米国では、同一事務所による実施が求められるのめで、同一監査チームによる実施までは求められていない。 - 米国では、ダイレクター・レポーティングを併用。 - 米国の基準でも同様の取扱い。

わが国企業開示制度、TOB 制度等の新しい姿

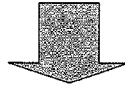
内部統制整備等に係る手順のイメージ



金融審議会公認会計士制度部会の審議状況について
(監査法人制度等のあり方についての総合的な検討)

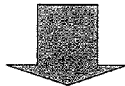
◎ 監査法人等を巡る状況等についての討議

- | | |
|------------------|-------------------|
| 第 1 回 (4 月 26 日) | 監査法人制度等をめぐる状況等 |
| 第 2 回 (5 月 29 日) | 国際的な動向等 |
| 第 3 回 (6 月 23 日) | 関係者からのヒアリング |
| 第 4 回 (7 月 10 日) | 公認会計士・監査審査会からの報告等 |



◎ 監査法人等を巡る主な論点についての討議

- | | |
|-------------------|---------------------------------------|
| 第 5 回 (9 月 12 日) | 監査法人等における品質管理・ガバナンス・
ディスクロージャーのあり方 |
| 第 6 回 (10 月 2 日) | 監査人の独立性と地位の強化のあり方 |
| 第 7 回 (10 月 25 日) | 監査法人等に対する監督・責任のあり方① |
| 第 8 回 (11 月 8 日) | 監査法人等に対する監督・責任のあり方② |
| 第 9 回 (12 月 8 日) | これまでの議論の整理 |



第 10 回以降 年内の報告とりまとめに向けた審議

EDINET の XBRL 化に向けた取組み

○ XBRL の概要

XBRL とは、財務情報を効率的に作成・流通・利用できるよう、国際的に標準化されたコンピュータ言語。XBRL では財務報告の電子的雛型である「タクソノミ」を基に、財務報告内容そのものを表す「インスタンス」を作成。

○ EDINET の高度化に関する協議会 実務者検討会の開催

「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づく EDINET の再構築において、XBRL の導入を決定。平成 20 年 4 月の XBRL 導入及び新システム稼働に向け、EDINET の高度化に関する協議会 実務者検討会において実務面の検討を進めている。

○ XBRL 導入の効果

・提出企業への導入効果

XBRL の機能を活用することにより、開示書類提出前に財務諸表の値の整合性チェック等を行うことが可能になり、事務負担を軽減することができる。また、XBRL 化された開示書類は、日本語表記を英語表記に切り替えることが可能となるなど開示情報としての有用性が向上。

・利用者への導入効果

XBRL データを分析システム等に直接取り込むことが可能となり、事務負担の軽減や投資判断等の分析を効率化することができる。

EDINET再構築の作業計画

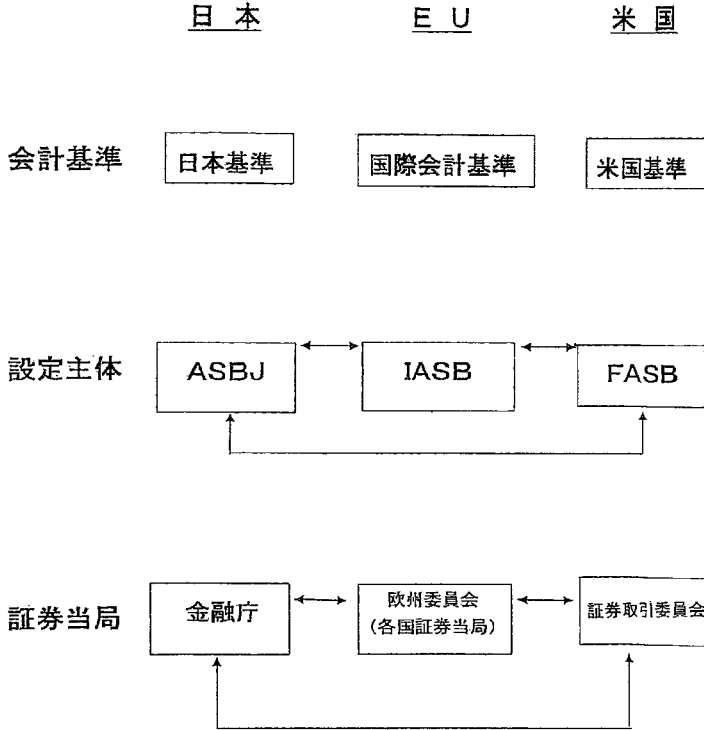
タスク名	具体的な作業	期 間	平成18年度												平成19年度												平成20年度											
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9			
EDINETの高度化に関する協議会 実務者検討会	検討会を開催し、再構築後のEDINETにおけるまたる課題について検討	H18年10月 ～H19年2月																																				
取省令等の整備	XBRLで表現可能な格式への改正等(開示命令、財務等)	H18年12月 ～H19年6月																																				
パイロット・プログラム実施	第一次ではタクソミのみ、第二次ではシステムとタクソミを併用したパイロット・プログラムを実施	(第一次) H19年1月～2月 (第二次) H19年7月～8月 (予定)																																				
システム開発	新EDINETシステムを開発	H18年8月 ～H19年12月																																				
システム稼働開始	新システムにおける運用を開始 XBRLへ移行	H20年4月～																																				
EDINETタクソミ開発	財務等に基づくタクソミ各業法等に基づくタクソミを開発	H18年8月 ～H20年3月																																				
EDINETタクソミ等公開	EDINETタクソミ等を一般公開	H19年11月																																				

注出音事登録

▲タクソミ等一般公開

(注) 当該業務計画は、新システムの開発状況等に応じて柔軟に変更す。

会計基準に関する主要市場の状況



A S B J : 企業会計基準委員会 (日本)

I A S B : 国際会計基準委員会

F A S B : 財務会計基準委員会 (米国)

IASB と FASB との間の今後 2 年間の収斂に向けた覚書(MOU)

2006年2月27日

平成18年2月27日、IASBとFASBは、2008年までの収斂計画に関する覚書を発表した。これは、米国市場において国際会計基準(IFRS)を用いる外国企業に対して要求されている数値調整(reconciliation)を2009年までに解消することを目標とする「ロードマップ」に対応するものである。主な内容は以下の通り。

- 計画を「短期コンバージェンス」と「その他の共同プロジェクト」に区分。
- 「短期コンバージェンス」項目については、2008年までに重要な差異を解消させること、「その他」の項目についても、2008年までに「計測可能な進捗」(measurable progress)(注)を達成することを目的とする。

(注)計画によると、「計測可能な進捗」とは、最終基準に至らないまでも、公開草案等の客観的な文書の公表などを想定。

- さらに、SECが、米国内における外国企業によるIFRSの適用状況を分析し、追加的な基準設定活動が必要なことが判明した場合、計画に記載されている項目以外についても作業計画に取り入れることを示唆。

(内 容)

- 短期コンバージェンス → 2008年までの目標:以下の10項目について、主要な差異を除去するか否かの結論を出し、作業を完了または実質的に完了させる。

FASBが検討	IASBが検討
公正価値オプション	借入費用
減損 (IASBと共同)	減損 (FASBと共同)
税金 (IASBと共同)	税金 (FASBと共同)
投資不動産	政府補助金
研究開発	ジョイント・ベンチャー
後発事象	セグメント情報

- その他の共同プロジェクト → 2008年までの目標:以下の11項目について、各々、計測可能な目標を達成する。

① 現在、討議対象とされているもの

論点	FASBの検討状況	IASBの検討状況	2008年までの目標
1. 企業結合	審議中	審議中	2007年に収斂された基準を公表予定
2. 連結	討議対象だが、休止中	討議対象だが、公表物なし	優先順位を高く設定した上で、作業を実施予定
3. 公正価値測定 の指針	2006年前半に最終基準 公表予定	審議中	収斂された基準を公表予定
4. 負債と資本の区 分	討議対象だが、公表物なし	討議対象 (FASB主 導)	提案される基準に向け、デュー・プロセスに従 った文書公表予定
5. 業績報告	同上	第一段階の公開草案	論点の全てについて、デュー・プロセスに従っ た文書公表予定
6. 退職後給付	第一段階について審議中	討議対象とされてい ない	提案される基準に向け、デュー・プロセスに従 った文書公表予定
7. 収益認識	討議対象だが、公表物なし	討議対象だが、公表 物なし	提案される包括的な基準に向け、デュー・プロ セスに従った文書公表予定

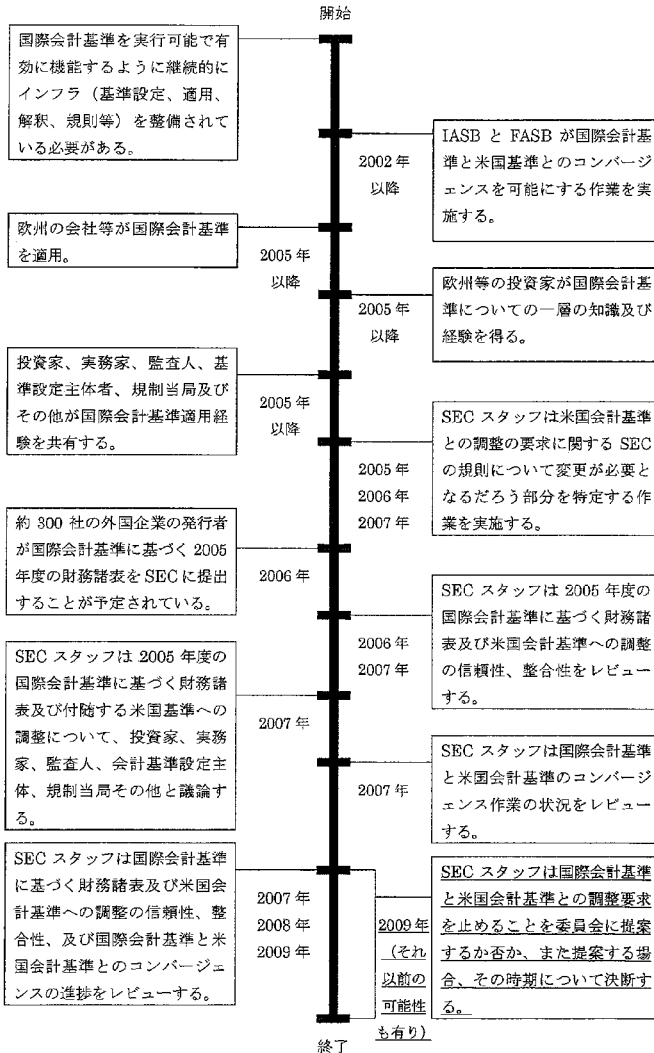
② 現在、研究されているが、討議対象とはされていないもの

論点	FASBの検討状況	IASBの検討状況	2008年までの目標
1. 消滅の認識	討議前の研究段階	研究対象	デュー・プロセスに従った文書公表予定
2. 金融商品	研究対象作業グループが 設立	研究対象作業グルー プが設立	金融商品会計に関連するデュー・プロセスに従 った文書公表予定
3. 無形資産	討議対象とされていない	研究対象 (各国基準 設定主体主導)	IASBの研究プロジェクトの結果を検討し、潜在 的な討議プロジェクトの範囲、時期を決定する
4. リース	討議前の研究段階	同上	潜在的な討議プロジェクトの範囲、時期につい て、検討・決定する

わが国企業開示制度、TOB 制度等の新しい姿

米国 SEC が発表したロード・マップ

(2005年4月)



EU の会計基準の同等性評価延期について

- これまでEUは、2007年1月より、域内に上場する第三国企業に国際会計基準(IFRSs)又はこれと同等の基準の使用を義務付けることとしてきた。
- 2006年4月、欧州委員会(EC)は、域外企業による日米加その他第三国の会計基準の使用を2008年末まで認める欧州委員会規則等の改正の提案を公表(6月、9月、10月に一部修正)。
- その後、欧州議会・欧州証券委員会(ESC)による審議を経て、12月4日、ECにおいて概要以下のとおりの提案が採択された。(施行は8日)

同等性評価延期のポイント

1. 2009年1月1日までは、
 - ・ EU域内全てにおいて、日米加の会計基準を何の補正措置なく使用することが認められた。
 - ・ これまでMTN等の5万ユーロ以上の大口債券について、国際会計基準または同等の基準に基づかない場合に課せられていた、会計処理方法の相違に関する定性的開示(narrative discription)を要しない。
2. 域内に上場する第三国企業への国際会計基準の適用時期を、2007年1月から2009年1月への2年間延期することとし、再延期がないことを明確化する観点から「最大2年間」と明記されている。
3. 日米加の会計基準については、ECは、2007年4月1日までに、当該国の会計基準担当者による作業工程表(work timetable of the authorities responsible for national accounting standards)に関する最初の報告書を策定し、ESCと欧州議会に提出する。

4. 日米加以外の第三国の会計基準についても、会計基準担当局が、(会計基準の収斂について)公約し、作業工程表を策定している場合、2年間に限り過去財務情報の修正再表示(restate)義務等を免除する。

また、これらの第三国のコンバージェンスの進展、及び調整措置の要求の解消に向けた進展について、EC は、ESC と欧州議会に対して定期的に報告することが求められる。

5. EC は、2008 年 4 月 1 日までに、日米加その他の第三国の会計基準について、コンバージェンスの進展、及び第三国の規則の下で欧州企業に適用される調整措置の要求の解消に向けた進展について、欧州証券規制当局委員会(CESR)との協議を踏まえ、ESC と欧州議会に対して報告する。なお、EC は、他の機関に当該報告の作成を要求することができる。
6. EC はまず、2008 年 1 月 1 日までに、同等性の定義及び同等性評価の仕組みを構築する。それらに基づき、2009 年 1 月 1 日の少なくとも 6 ヶ月前までに、第三国の会計基準に関する同等性評価の決定を行うことを確保する。これに先立ち、EC は、同等性の定義の適切性、同等性評価の仕組み及び同等性の決定に際して、CESR と協議を行う。

以 上

会計基準のコンバージェンスに向けて（意見書）

平成18年7月31日
企業会計審議会
企画調整部会

一 会計基準のコンバージェンス（国際的収斂）をめぐる動向

1 我が国会計基準のこれまでの動向

我が国の会計基準は、1990年代後半以降、会計基準をめぐる国際的な動向を踏まえつつ、投資家へより有用な情報を提供するという観点から、急速に整備が進められた。連結会計、金融商品会計、退職給付会計、固定資産の減損会計、企業結合会計等の基準が矢継ぎ早に整備され、今日、我が国会計基準は、高品質であると同時に、一部相違はあるものの、全体として国際的な会計基準とも整合性のあるものになっていると考えられる。

2 会計基準のコンバージェンスの動向

しかし、金融・資本市場のグローバル化が進行する中、会計基準のコンバージェンスの動きが更に加速化しており、各国の会計基準は互いに近づきつつある。

こうした中、国際会計基準は、近年急速に使用が広まってきている。適用の整合性等をめぐる議論が行われているものの、現在、EU諸国を含め多くの国において採用ないしは使用が容認されており、また他の国においても自国会計基準と国際会計基準との相互のコンバージェンスが進められているとされている。

米国も例外ではなく、米国財務会計基準審議会（FASB）と国際会計基準審議会（IASB）は、2002年のいわゆる「ノーワーク合意」以来、米国会計基準と国際会計基準とのコンバージェンスに向け議論を積み重ねてきており、本年2月、具体的なコンバージェンス項目と、各項目について2008年までにコンバージェンスの完了又は計測可能な進捗を達成すること等を盛り込んだ、作業計画（MOU）が合意された。

また、我が国の企業会計基準委員会（ASBJ）も、2005年3月から、IASBと相互の基準のコンバージェンスに向けた議論を開始し、本年3月には第3回会合が開かれ、コンバージェンスの加速化に合意している。さら

わが国企業開示制度、TOB 制度等の新しい姿

に、ASBJは、2006年5月から、FASBとの協議も開始している。

3 金融・資本市場監督当局の動向

このようなコンバージェンスの進展等を背景に、主要金融・資本市場の監督当局間においても新たな相互承認の動きが出てきている。

米国証券取引委員会（SEC）は、EUにおいて域内上場企業に対する国際会計基準の適用が義務づけられたこと等を踏まえ、2005年4月に、いわゆる「ロードマップ」を発表した。「ロードマップ」は、今後のコンバージェンスの進捗等を踏まえ、現在、国際会計基準に基づく財務報告に対して米国において要求している数値調整措置を、2009年を目標に撤廃する道筋を明らかにしている。

他方、欧州委員会（EC）は、EU市場で資金調達を行う域外企業に対しても、国際会計基準又はこれと同等の基準の使用を義務づけるとの方針のもと、日・米・加の会計基準について、当該国の当局と協議しつつ、同定性評価の作業を進めてきた。その過程で欧州証券規制当局委員会（CESR）は、日本基準については、国際会計基準と「全体として同等」とした上で、26項目について追加開示等の補正措置が必要と助言した。今般、ECは、国際的なコンバージェンスが進展していること等を踏まえ、当該措置の適用開始を、当初案の2007年1月から2009年1月まで延期するとともに、最終的な同定性評価を行うために、相互の基準のコンバージェンスの進捗状況等についてモニタリングを継続的に実施し、2008年4月までに評価報告書を策定することを提案した。

二 今後の対応

1 コンバージェンスへの前向きな対応

会計基準のコンバージェンスは、我が国経済の将来的な戦略に関わるものである。我が国経済にとって、将来に向かって、その成長力・競争力を強化するためには、まず公正で透明な市場を確立し、市場活力の維持と向上を図ることが大前提となる。そのためにも、投資家重視の視点を改めて確認し、我が国金融・資本市場への信認を確保していく必要がある。

会計基準は投資家が企業そして市場を選ぶ際の尺度であり、尺度に信頼性がなければ企業の内外市場での資金調達に支障をきたすとともに、市場自身の魅力も色褪せてしまう。会計基準は金融・資本市場の最も重要なインフラの一つである。内外の市場や取引が一体化しつつある状況を踏まえると、内

外の投資家の信頼を広く勝ち取れるような高品質かつ国際的に整合的な会計基準の整備が求められている。

また、我が国企業の事業活動という面からも、我が国会計基準が外国において受け入れられなければ、我が国企業の海外市場での資金調達に支障が生じることもないかねない。

米国やEUを中心に、国際的にコンバージェンスに向けた具体的な取組みが加速化している状況を踏まえると、我が国会計基準が国際的に通用しないローカルな基準となってしまうようにするためにも、会計基準のコンバージェンスに対してより積極的に対応し、より高品質な基準を目指すべきである。そのためにも、関係者が一丸となり、相互の協力体制を確立・強化して対応していくことが望まれる。

なお、会計基準を互いに近づけていくコンバージェンスを進めるに当たっては、各国の法制度や取引実態等の相違を相互に踏まえることも重要である。また、コンバージェンスに対応して会計基準を設定する際、会計基準の適用に対する市場による評価などを踏まえつつ、適切なデュー・プロセスを経て進める必要があることは言うまでもない。

2 EUの同等性評価等を視野に入れた計画的な対応

我が国会計基準については、最近10年程度において急速に整備されてきたところではあるが、コンバージェンスに関する国際的な動向等を踏まえると、コンバージェンスに向けた更なる取組みが期待されているものと考ええる。

その上で、EUによる同等性評価に向けたスケジュールを視野に入れると、2008年初めまでに、相互にコンバージェンスの達成が可能な項目についてコンバージェンスを図るとともに、コンバージェンス達成に時間を要する項目についても作業の進捗について一定の方向性を示すことが重要となる。そのためには、早急に具体的な工程表が策定され、内外の関係者に対し、我が国の取組みが示されていくことが適切である。

その際、EUによる同等性評価を踏まえ、相互にコンバージェンスを進める観点からは、既に同等性評価の過程でCESRから補正措置が提案されている26項目に留意していくこと、その中でも、補完計算書等が提案されているような、開示上重要と考えられる項目の取扱いについて特に留意していくことが期待される。

3 相互承認に向けた外国との対話の強化

EUによる同索性評価においては、今後、ECが2008年初めまでに報告書をまとめることとされており、そのために、コンバージェンスの進捗状況をECがモニタリングしていくこととされている。このモニタリングを円滑に進めていくためにも、金融庁は、ECと連携して双方向にコンバージェンスの進捗をモニタリングする体制を構築し、相互承認に向けて努力していく必要がある。

また、米国市場において、我が国会計基準に基づく財務諸表が受け入れられる可能性を模索することも考えられる。SECは、米国会計基準以外の会計基準に基づく財務諸表の受入を判断するに当たって、当該会計基準が包括的かつ高品質であり、整合的に解釈・適用されていることなどに加え、米国市場で広く使用されていることを想定しており、我が国会計基準の相互承認は、現状からすれば、必ずしも容易ではないが、金融庁においてはSECとの積極的な対話を粘り強く進めていくことが肝要である。

4 国際会計のルール作りに関与しうる人材の確保・育成

コンバージェンスを戦略的・計画的に進めていくためには、国際会計をめぐる人材の確保・育成も重要な課題となる。国際会計基準の策定に関しては、既に、IASBよりASBJに対し、IASBがFASBと進めているコンバージェンスのプロジェクトに対してASBJからの人材派遣を受け入れる旨の提案がなされているところである。本提案については、国際的なルール作りに関して我が国の発言力を確保していくためにも前向きな対応が期待されるところであり、その際、経済界、公認会計士界等においても、人材面での積極的な協力が期待される。

ASBJ プロジェクト計画表 (コンパージェンス関連項目)

2006年10月

項目	2006年 9月以前	2006年 10月～12月	2007年 1月～3月	2007年 4月～6月	2007年 7月～9月	2007年 10月～12月	備考	
							2008年初	補足
EUIによる同源性評価に関連するプロジェクト項目(※1)								
補1 企業結合① (ブーリング)		PT			RR	(DP)	△(○)	RR後DPを検討
補2 連結の範囲① (SPEの開示)	専門委	ED	Final				◎	—
連結の範囲② (SPEの連結)						DP	○	IASB/FASB議論を踏 まえ検討
補3 会計方針の統一 (在外子会社)	Final						◎	2006年5月に実務対 応報告第18号を公表
B4 ストック・オプション (費用化・注記)	Final						◎	2005年12月に企業会 計基準第8号を公表
(※2) 企業結合② (その他)		PT			RR	(DP)	△(○)	RR後DPを検討
B8 繰卸資産 (後入先出法)			PT				△	2007年中に方向性を 決定
繰卸資産 (評価基準)	Final						◎	2006年7月に企業会 計基準第9号を公表
B8 会計方針の統一 (関連会社)			PT			(ED)	△(○)	PT検討踏まえEDを研 討
B10 A23 固定資産 (減損)			PT			RR	△	RR及びIASB/FASB 議論を踏まえ検討
B11 無形資産 (含む開発費)	WG					DP	○	IASB/FASB議論を踏 まえ検討
A17 工事契約	WG	専門委			ED	Final	◎	—
A19 A24 資産除去債務	WG	専門委			ED	Final	◎	—
A20 退職給付			PT				△	IASB/FASB議論を踏 まえ検討
A22 金融商品 (公正価値開示)	WG	専門委			ED	Final	◎	—
A25 投資不動産	PT						△	IASB/FASB議論を踏 まえ検討
その他の関連プロジェクト項目								
セグメント報告	WG	専門委			ED	Final		
関連当事者開示	ED	Final						
リース	試案	ED		Final				
過年度遡及修正	PT			DP				
四半期会計基準		ED	Final					

(注1)

「項目」欄

・左端欄にCESRの同源性評価に関する技術的助言の中での取扱いを示している。
表記の意味は次のとおり(記号に付した数字は差異項目(26項目)に係る便宜上の遡番)。

補 : 補完計算書(仮定計算ベースの要約財務諸表作成)

B : 開示B (IFRSに従って会計処理した場合の定量的影響(損又は株主持分へ
の税引前後の影響)の表示)

A : 開示A (日本基準で既に提供されている開示を補強する定性的・定量的情報の開示)

「備考」欄

・2008年初の各プロジェクトの取組状況見込みを示している。表記の意味は次のとおり。

◎ : 終了

○ : 委員会において検討中

△ : PT/WGレベルにおいて検討中

(注2)

※1 CESRの同源性評価に関する技術的助言の中で補正措置が求められるとされている項目のうち、B12(農業)、A16(保険契約
(異常な故障償金))、A18(不良債権開示)及び26(金融商品)については、ASBJのプロジェクトとしては取り上げていない。

※2 B5(交換日)、B6(取得研究開発)、B7(債ののれん)、A14(少数株主持分)、A15(控除取得)、A21(外貨建てののれんの毀棄)を含む。

PT 内部プロジェクト・チーム設置
WG ワーキング・グループ設置
専門委 専門委員会設置
RR 調査報告 (Research Report)
DP 議点整理(Discussion Paper)
ED 公開草案(Exposure Draft)
Final 最終基準/適用指針等(最終)

わが国企業開示制度、TOB 制度等の新しい姿

(プレスリリース)

日EU・会計基準の動向に関するモニタリング会合 2006年11月27日 東京

第1回日EU・会計基準の動向に関するモニタリング会合が、2006年11月27日に東京で開催された。金融庁側からは丸山審議官が、欧州委員会側からはデルソー域内市場総局F局長代行が共同議長を務め、双方から多数の担当者が参加した。

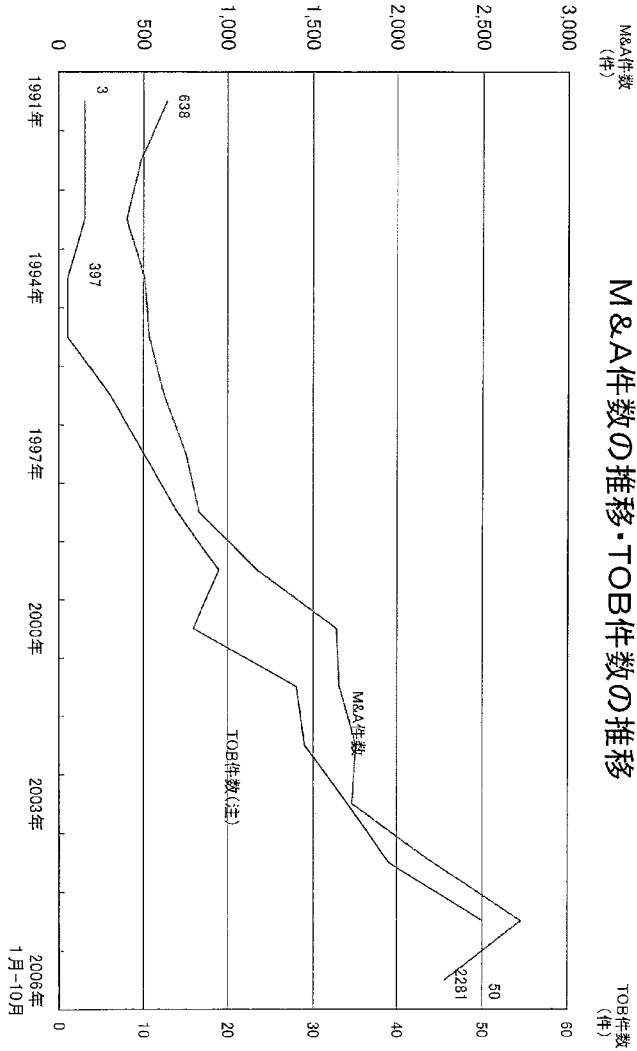
本会合の目的は、日本とEUとの間で日本の会計基準と国際会計基準の相互承認を達成することを視野に入れて、相互の基準のコンバージェンスの進展をモニターするとともに、会計基準の解釈や適用の整合性を確保することにある。

欧州委員会側は、2009年までの同等性評価の延期方針について説明し、コンバージェンスを加速化するとともに、会計基準の適用の整合性を確保することに向けて継続的に努力することの重要性を強調した。金融庁側は、欧州市場が開放的な性格を維持することの重要性を改めて指摘した。

金融庁側からは、企業会計基準委員会によるコンバージェンスに向けた工程表及びそれに沿った着実な進展について説明が行われた。欧州委員会は、日本側の努力を評価するとともに、各分野における作業の進展に関心を寄せた。

また、両者が共通の関心を有する幾つかの会計・監査におけるトピックについても意見交換が行われた。

会合は、定期的に少なくとも年2回開催されることが合意され、次回会合は2007年前半に予定されている。



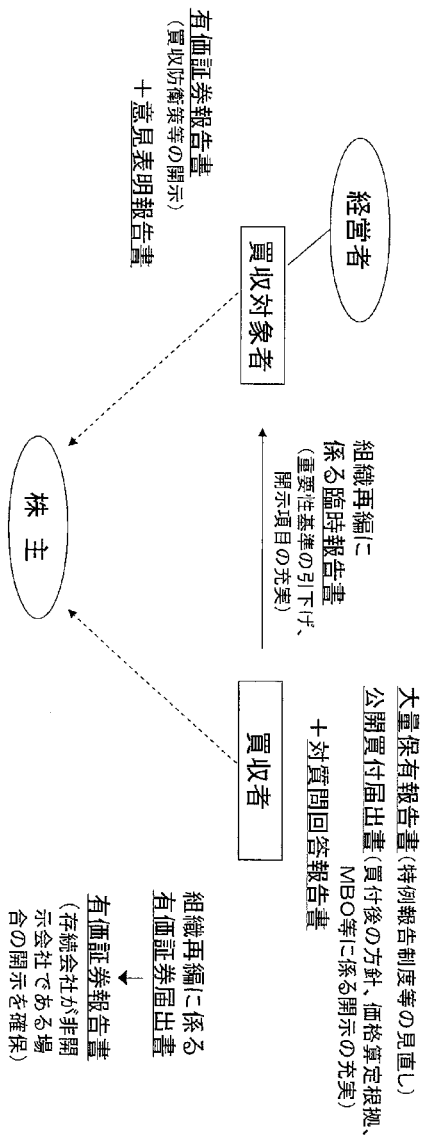
わが国企業開示制度、TOB 制度等の新しい姿

公開買付制度・大量保有報告制度の主な変遷

昭和46年 (1971年)	公開買付制度 導入 (注) 米英における制度化や資本の自由化進展の流れを受けて導入(法4号)。実際のニーズは少なく、平成2年改正までに利用例は3件のみ 【制度概要】 公開買付けに関する重要な情報の適正な開示と、投資者間の公平な取扱いを確保するため、取引所市場外において不特定多数の株主に対して行う株式の買付けのうち、その買付けにより発行会社株式の10%以上を所有することとなるもの及び既に10%以上所有する株式をさらに買い増すものを規制対象とする。また、①大蔵大臣への事前届出(対象会社にも事前(情報開示)、②株主への情報開示、③買付条件その他の面における株主の公平取扱いを義務付け	「企業内容開示制度等の整備改善について」 (昭和45年12月14日証券取引審議会報告書)
平成2年 (1990年)	公開買付制度 全面改正 (注) 株高・金余り現象を背景とするM&Aの活性化、市場における大量買い集め事例の増加 ⇒諸外国の制度との調和の観点から全面改正(法43号) 【主な改正点】 ①強制的公開買付制度の採用(著しく少数の者からの取引所市場外での買付けであっても、買付けにより1/3超を所有することとなり又は既に1/3超所有する株券等を更に買い増す場合には、公開買付けによらなければならない)、②公開買付けが義務付けられる買付後の株券等所有割合の引下げ(10%→5%)、③事前届出制の廃止、④公開買付期間の延長(長期30日→60日)、⑤応募株主による撤回の自由化、⑥条件変更の原則自由化(ただし、応募株主に不利な条件変更(買付価格の引下げ等)は禁止)、⑦損害賠償規定の新設(公開買付届出書の不実記載等) 大量保有報告制度 導入(法43号) 【制度概要】 ①上場会社等の株券等につき発行済総数の5%超を保有する者は、5営業日以内に大量保有報告書を提出、②株券等保有割合が1%以上増減した場合、5営業日以内に変更報告書を提出、③大量保有報告書を大蔵大臣に提出したときは、発行会社・証券取引所(店頭銘柄の場合、証券業協会)に写しを送付、④共同保有者の保有分は合算して報告、⑤特例報告制度、⑥報告書の不提出、虚偽記載等につき、刑事罰	「株式等の大量の保有状況に関する開示制度の在り方について」 (平成元年5月31日証券取引審議会報告書)
平成6年 (1994年)	自己株式公開買付制度 導入 (注1) 自己株式の取得規制を緩和する商法改正に伴い導入(法70号) (注2) その後、平成9年(法55号・56号)、平成13年(法80号)、平成15年(法132号)に、自己株式取得規制緩和等に伴う改正	「自己株式取得等の規制緩和に伴う証券取引制度の整備について」 (平成6年2月21日証券取引審議会報告書)

平成15年 (2003年)	公開買付制度 改正 (注) 事業再編の迅速化、手続の簡素化の観点からの見直し(令 116 号・内閣府令 28 号) 【主な改正点】 次の取引を公開買付規制の適用対象から除外。①担保権の実行、②公開買付者の兄弟会社・祖父母会社からの特定買付け等、③グループ全体で 1/3 超保有する場合における特定買付け等、④公開買付けによらずに取得することにつき買収対象企業の総株主が同意している場合	「証券市場の改革促進プログラム」(平成 14 年 8 月 6 日金融庁) 「証券市場の改革促進」(平成14年12月16日金融審議会第一部会報告)
平成16年 (2004年)	公開買付制度 改正 (注) 公開買付けに要するコストを削減し、手続を簡素化することにより企業再編等を促進する観点からの見直し(法 97 号・令 354 号・内閣府令 91 号) 【主な改正点】 ①公開買付規制の適用除外要件の拡大(営業の譲受けによる株券等の買付け等を規制対象から除外)、②公開買付制度の対象証券の見直し(投資証券を規制対象とする)、③買付条件等の変更に伴う公開買付期間の延長の弾力化(条件変更時には 10 日間の期間延長が必要であるが、公開買付期間のみ延長する場合は、当該延長期間分のみ延長すれば足りる)、④公開買付公告制度の見直し(EDINET による公告を許可)	「市場機能を中核とする金融システムに向けて」(平成15年12月24日金融審議会第一部会報告)
平成17年 (2005年)	公開買付制度 改正 (注) 公開買付制度の信頼性確保のため改正(法 76 号・告示 53 号) 【主な改正点】 立会外取引にも公開買付規制を適用	「証券取引法上の企業情報の開示について」(第26回金融審議会第一部会(平成17年3月3日開催)にて説明)

M&A等を巡る情報開示の充実



わが国企業開示制度、TOB 制度等の新しい姿

公開買付(TOB)制度の概要

公開買付制度とは

- 会社支配権等に影響を及ぼし得るような証券取引について、透明性・公正性を確保するための制度
- 取引所市場外(注)で株券等の大量の買付け等を行う場合、
 - ①買付者が買付期間、買付数量、買付価格等をあらかじめ開示
 - ②株主に公平に売却の機会を付与

(注) 昨年の証券取引法改正により、市場内の立会外取引を公開買付規制の対象に追加

公開買付けを行わなければならない場合

- 多数の者(60日間で10名超)からの買付け ⇒ 買付け後の所有割合が5%を超える場合
- 著しく少数の者(60日間で10名以内)からの買付け ⇒ 買付け後の所有割合が3分の1を超える場合

投資者への情報開示

○公開買付者

公開買付届出書による情報開示

- ・買付目的
- ・買付期間
- ・買付予定数量
- ・買付価格
- ・支配権取得を予定している場合の経過方針
- ・経営参加を予定している場合の計画

等を開示

- 対象会社
意見表明を行った場合には
意見表明報告書を提出(任意)

公開買付期間

○期間の設定

20日～60日の間で公開買付者が選択

○公開買付の撤回

対象会社の破産や合併等、限定された場合にのみ容認

○買付条件の変更

買付価格の引下げ等、株主に不利な方向での条件変更は認められていない

公平な売却機会の確保

○均一な条件

買付価格は均一な条件でなければならぬ。

○別途買付けの禁止

公開買付期間中、公開買付者は公開買付けによらない買付けが原則禁止。

○全部／部分買付け

応募株券等の数が買付予定数を上回る場合、全部買付け又は按分比例による部分的な買付けの選択を容認。

公開買付制度の見直しについて

公開買付制度

脱法的な態様の取引への対応

- ・市場内外等の取引を組み合わせて3ヶ月以内に議決権の10%超の株券等の取得(うち市場外取引が5%超)行い、議決権が3分の1を超える取引は公開買付規制の対象となることを明確化

投資者への情報提供の充実

- ・買付者による公開買付届出書における開示の充実
- ・買付対象者に、公開買付開始後10営業日以内の意見表明を義務付け
- ・意見表明と併せて買付対象者が質問を行った場合には、公開買付者に5営業日以内の回答を義務付け

公開買付期間の伸長

- ・実日数ベースを営業日ベースに変更(20営業日～60営業日)
- ・対抗提案を提示し、株主に十分な熟慮期間を与えるために必要な場合には、買付対象者による30営業日までの公開買付期間の伸長を容認

公開買付けの撤回等の柔軟化

- ・いわゆる買収防衛策が発動された場合や消却がなされない場合等に、公開買付けの撤回や買付条件の変更を容認

全部買付けの義務化の一部導入

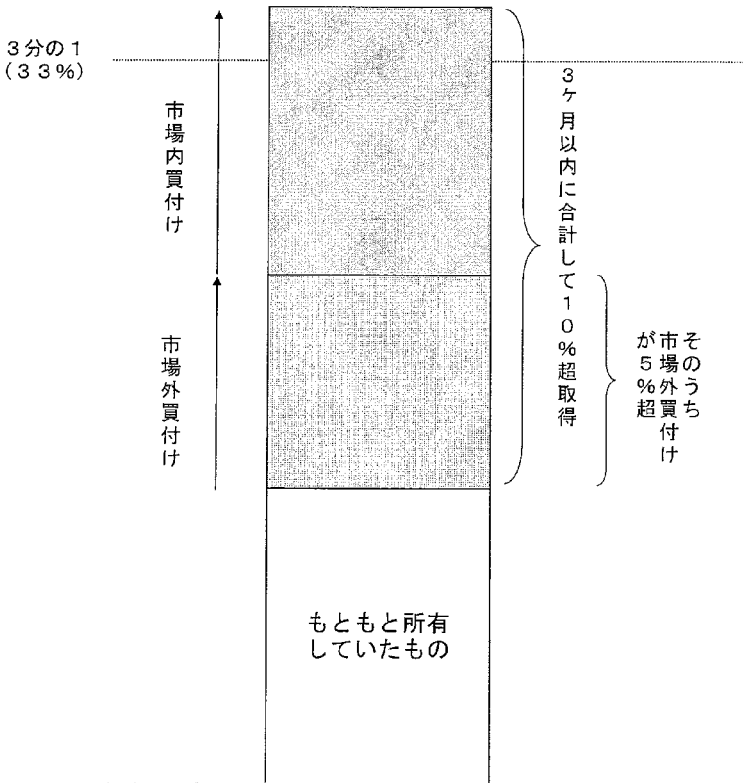
- ・公開買付け後の所有割合が3分の2以上となる場合に応募株券の全部を買い付けることを義務付け

買付者間の公平性の確保

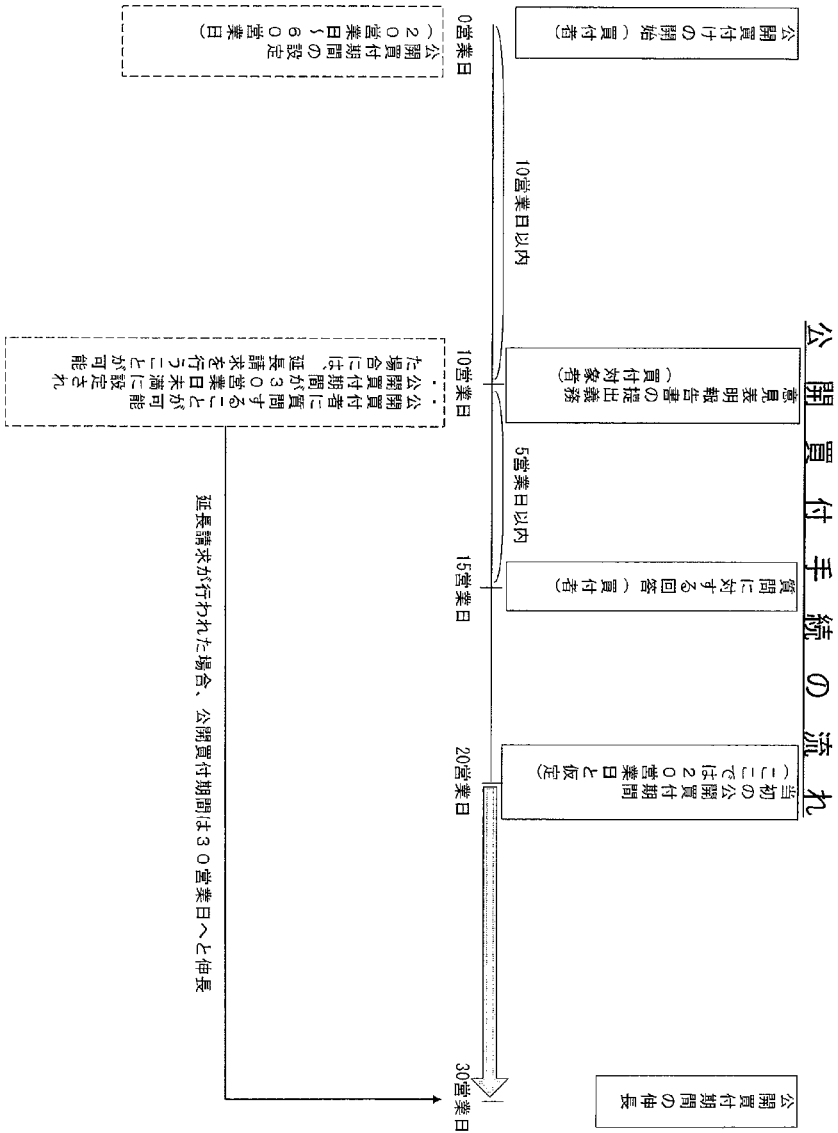
- ・ある者が公開買付けを実施している期間中、3分の1超所有している別の者が5%超買付けを進める場合、公開買付けを義務付け

脱法的な態様の取引への対応（イメージ図）

3ヶ月以内に10%超取得（うち市場外等で5%超買付け）することで
株券等所有割合が3分の1を超える場合は公開買付け義務付け



⇒ 一連の取引として公開買付け義務付け



大量保有報告制度の概要

株券等に係る大量保有の状況を投資者に迅速に開示するための制度

- ・上場株券等の保有割合が5%超となった者は、その日から5営業日以内に大量保有報告書を提出
- ・その後、保有割合が1%以上増減した場合には、5営業日以内に変更報告書を提出

○特例報告制度

証券会社、銀行、信託銀行、保険会社、投信会社、投資顧問会社など、日常の営業活動として大量の株券等の売買を行っている機関投資家については、事務負担等を考慮し、報告頻度等を軽減。

提出事由		提出期限
保有割合5%超の場合 〔会社の事業活動を支配することを保有の目的としないものに限る〕	新たに5%超保有	3ヶ月ごとにまとめて翌月15日までに報告
	1%超の増減があったとき	3ヶ月ごとにまとめて翌月15日までに報告
	2. 5%超の増減があった場合	その月の翌月15日までに報告
保有割合10%超の場合	新たに10%超保有	5営業日以内に報告(特例の対象からはずれる)
	1%超の増減があった場合	

大量保有報告制度の見直し

- 特例報告制度に関し、
 - ・ 報告期限・頻度の短縮等(原則3ヶ月ごと15日以内 → 2週間ごと5営業日以内)
 - ・ 10%超保有の状態から保有割合が10%を下回る取引を行った場合について一般報告を義務付け
- ・ 特例報告制度が適用されない「事業支配目的」について「事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を行う目的」と明確化
- 大量保有報告書の電子提出の義務化(EDINETを通じた迅速な公衆閲覧)

証券取引法等の一部改正に伴う証券取引法施行令等の改正等の概要

1. 公開買付制度の見直しに係る細目を規定

- (1) 脱法的な態様の取引への対応
3ヶ月以内に議決権の10%超の取得（うち市場外取引が5%超）を行い、議決権の3分の1を超える取引は公開買付規制の対象となることを明確化
- (2) 投資者への情報提供の充実
 - ① 買付対象者に、公開買付開始後10営業日以内の意見表明を義務付け
 - ② 意見表明と併せて買付対象者が質問を行った場合には、5営業日以内の回答を公開買付者に義務付け
- (3) 公開買付期間の伸長
 - ① 公開買付期間の範囲を暦日ベースから営業日ベースに変更（20～60営業日）
 - ② 30営業日未満の公開買付期間が設定されている場合に、30営業日への公開買付期間の伸長を容認
- (4) 公開買付けの撤回等の柔軟化
いわゆる買収防衛策が発動された場合や消却されない場合等に公開買付けの撤回、買付条件の変更を容認
- (5) 全部買付けの義務化の一部導入
買付け後の所有割合が3分の2以上となる場合に応募株券の全部を買い付けることを義務付け
- (6) 買付者間の公平性の確保
ある者が公開買付けを実施している期間中、対象会社の株式を3分の1超所有している他の株主が5%を超える買付け等を行う場合には、その者にも公開買付けを義務付け

2. 大量保有報告制度の見直しに係る細目を規定

- (1) 特例報告の基準日
機関投資家の特例報告（3ヶ月ごと15日以内→2週間ごと5営業日以内）について、報告の基準日を設定
 - i 第2月曜日と第4月曜日（＋第5月曜日）
 - ii 各月の15日と月末日
- (2) 重要提案行為等
特例報告制度が適用されない株券等の保有目的（重要提案行為等を行う目的）として、
 - ・ 合併などの会社組織に関する重要な変更、
 - ・ 代表取締役の解任などの役員構成に関する重要な変更、
 - ・ 資本政策に関する重要な変更等を提案することを目的とする場合を規定
- (3) 不動産投資信託証券（REIT）を大量保有報告の対象に追加

3. 株式交換等に係る開示の充実

- (1) 重要性基準の引下げ
臨時報告書を提出しなければならない株式交換等の規模の基準を引下げ（売上高が10%以上増加 → 3%以上増加）
- (2) 開示項目の充実
株式交換等比率の算定根拠等の項目を追加

4. 会社法に対応した開示事項の整備

会社法の柔軟化に対応して、株式の種類、役員の状況等に関する情報の充実など、有価証券報告書等における開示事項を整備

施行日

平成18年12月13日施行

（大量保有報告制度の特例報告の提出期限等に係る見直しは平成19年1月1日施行）

（その他、大量保有報告書等の電子提出の義務化については平成19年4月1日施行）